

第2期日之影町 子ども・子育て支援事業計画

(令和2年度～令和6年度)



令和2年3月
宮崎県 日之影町

ごあいさつ

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支援することは、一人一人の子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。



本町では平成27年3月に「日之影町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもの健やかな成長や保護者が安心して子育てできる環境づくりを目指して子育て支援の取組を推進してまいりました。

計画策定から5年が経過し終期を迎えることから、このほど令和2年度から6年度までの5年間の計画期間とする「第2期日之影町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

本計画の基本理念を「心を育むひとづくり 地域を育むまちづくり」とし、「教育・保育ニーズ」や「地域子ども・子育て支援事業」の量的な見通しとともに本町が推進していく事業・取組などをとりまとめています。

町民の皆さまをはじめ地域や関係機関の皆さまと連携しながら子育て支援の取組を推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重なご意見とご提言をいただきました日之影町子ども・子育て会議の委員の皆さまをはじめ、各種調査にご協力いただいた町民の皆さま、関係機関や団体の皆さまに深く感謝し、心からお礼申し上げます。

令和2年3月

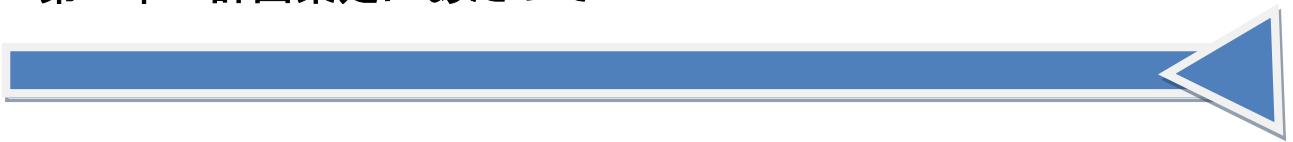
日之影町長 佐藤 貢

～ 目 次 ～

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景.....	2
2 計画の期間.....	2
3 国の少子化対策の取組.....	3
4 子ども・子育て支援新制度の概要.....	4
5 第1期計画策定以降の国の主な動向.....	7
6 計画の策定体制と方法.....	8
第2章 子どもを取り巻く状況	11
1 少子化の動向.....	12
2 世帯の状況.....	16
3 女性の就業の状況.....	17
4 保護者アンケート調査結果にみる本町の状況.....	18
5 保育士、支援員アンケート調査結果にみる本町の状況.....	29
第3章 第1期計画の実施状況	31
1 量の見込み・確保方策の状況.....	32
2 基本目標ごとの主な事業・取組の実施状況.....	35
第4章 基本理念、基本目標、施策の体系	49
1 基本理念.....	50
2 基本目標.....	50
3 施策の体系.....	51
第5章 基本目標ごとの取組	53
基本目標1 安心して生み育てられる環境づくり.....	54
1 妊娠・出産期から乳幼児期までの切れ目のない支援.....	54
2 地域における子育ての支援.....	56
基本目標2 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備.....	59
1 学校の教育環境等の整備.....	59
2 学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の向上.....	61

基本目標 3 様々な環境で育つ子どもの健やかな成長.....	63
1 児童虐待防止対策の充実.....	63
2 障がい児施策の充実.....	64
3 ひとり親家庭等の自立支援の推進	65
4 子どもの貧困対策の推進.....	65
基本目標 4 子育てを応援する環境づくり.....	67
1 仕事と子育ての両立に向けた環境づくり.....	67
2 子育てを支援するまちづくり.....	67
3 子どもの安全を守る取組.....	68
4 子育てに係る経済的負担の軽減.....	68
第 6 章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制	71
1 提供区域.....	72
2 教育・保育の量の見込み及び確保方策	72
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策.....	76
4 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保.....	80
5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.....	81
6 産後の休業及び育児休業後における保育施設等の円滑な利用の確保.....	81
第 7 章 計画の推進.....	83
1 計画推進のために	84
2 各主体の役割.....	84
資料編.....	87
1 日之影町子ども・子育て会議要綱	88
2 日之影町子ども・子育て会議委員名簿	89

第1章 計画策定にあたって



1 計画策定の背景

(1) 策定の趣旨

本町では、平成27年3月に「心を育むひとづくり 地域を育むまちづくり」を基本理念とする「日之影町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、様々な子育て支援策を推進してきました。

しかしながら、全国的に核家族化や地域のつながりの希薄化、家庭や地域の「子育て力・教育力」の低下、待機児童の発生が課題となっており、国は、「ニッポン一億総活躍プラン」などに基づく働き方改革や待機児童解消に向けた保育の受け皿整備、「新しい経済政策パッケージ」に基づく幼児教育・保育の無償化など、取組の充実を図っています。

本町においても、子ども・子育て施策について、妊娠期・乳幼児期から概ね18歳未満までの切れ目のない支援施策や方向性を明らかにし、総合的かつ計画的に推進するために「第2期日之影町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

(2) 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村次世代育成支援対策行動計画」として策定します。

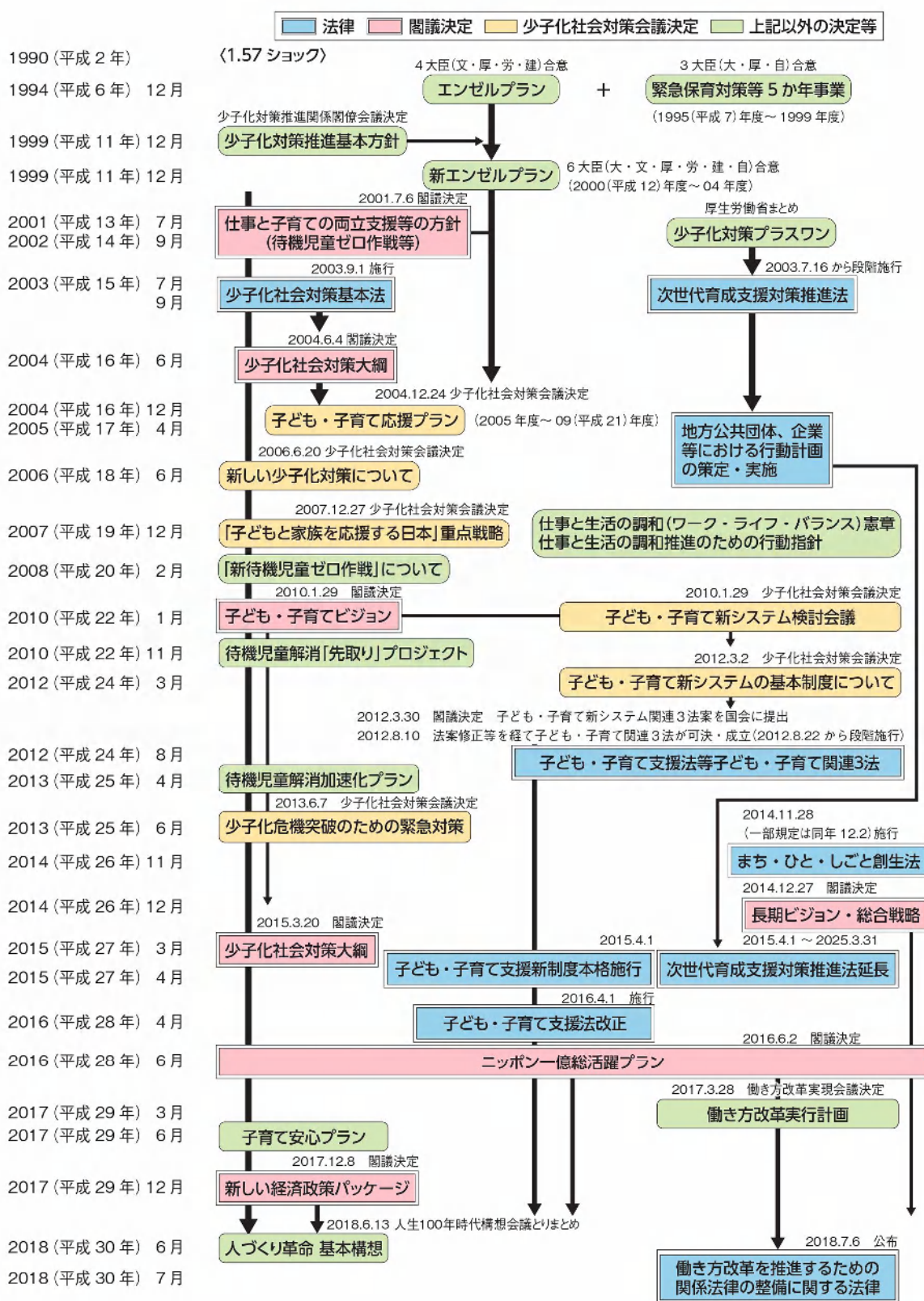
なお、効果的・効率的施策推進の観点から、地域福祉、障がい児福祉、障がい者福祉等に関する他の計画と連携し、整合性を図ります。

2 計画の期間

本計画の期間は、子ども・子育て支援法に定める5年間とし、令和2年度から令和6年度までとします。ただし、社会情勢や経済情勢の変化等に合わせ、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
日之影町 子ども・子育て 支援事業計画	第1期 計画	第2期計画					第3期 計画
	見直し					見直し	

3 国の少子化対策の取組



出典：内閣府資料

4 子ども・子育て支援新制度の概要

(1) 子ども・子育て関連3法の成立

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを趣旨として、平成24年(2012)8月に子ども・子育て関連3法(子ども・子育て支援法、改正認定こども園法、関係法律の整備等に関する法律)が成立しました。

(2) 子ども・子育て関連3法の主なポイント

① 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付「施設型給付」及び小規模保育等への給付「地域型保育給付」の創設

- ・地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応

② 認定こども園制度の改善

- ・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- ・認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化

③ 地域の実情に応じた子育て支援(利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」)の充実

④ 市町村が実施主体

- ・市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- ・国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

⑤ 社会全体による費用負担

- ・消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提

⑥ 政府の推進体制

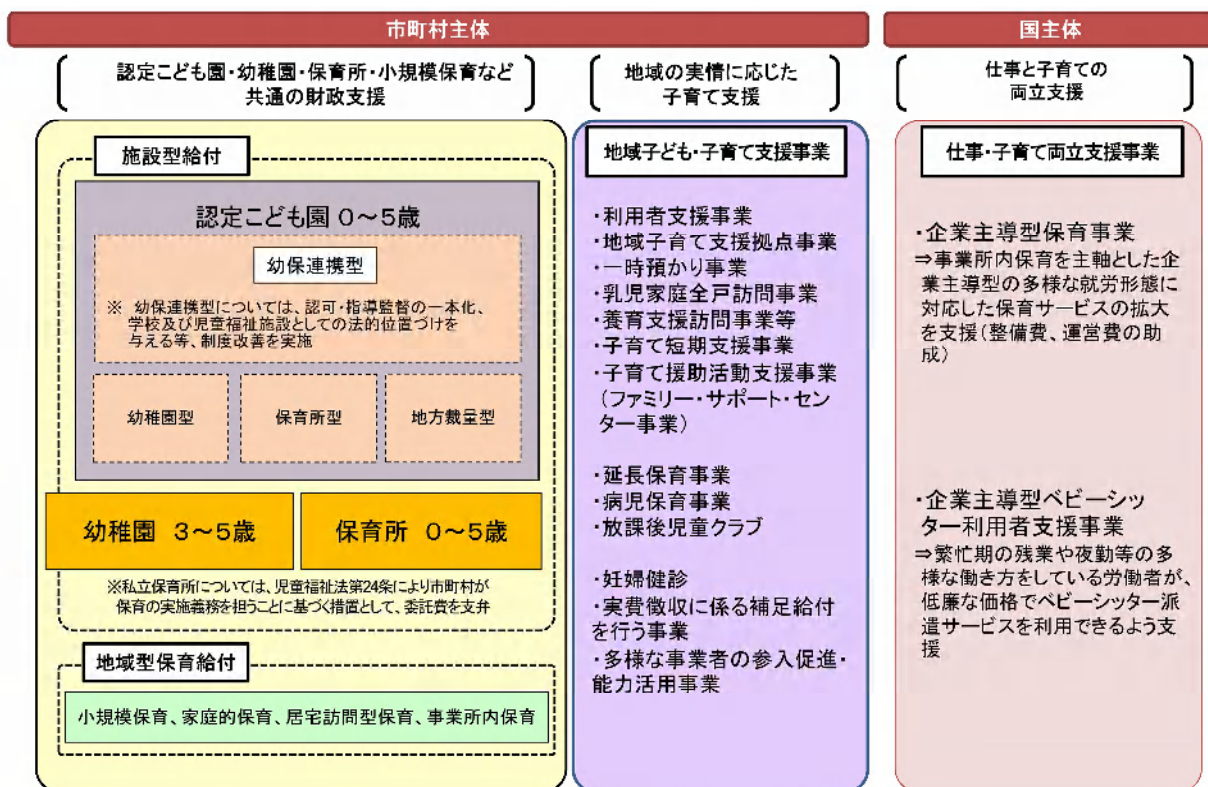
- ・制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備(内閣府に子ども・子育て本部を設置)

⑦ 子ども・子育て会議の設置

- ・国に有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等(子ども・子育て支援に関する事業に従事する者)が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして、子ども・子育て会議を設置
- ・市町村等の合議制機関(地方版子ども・子育て会議)の設置努力義務

(3) 子ども・子育て支援サービスの全体像

子ども・子育て支援新制度でのサービスの全体像は下図のとおりです。



出典：内閣府資料

(4) 3つの認定区分

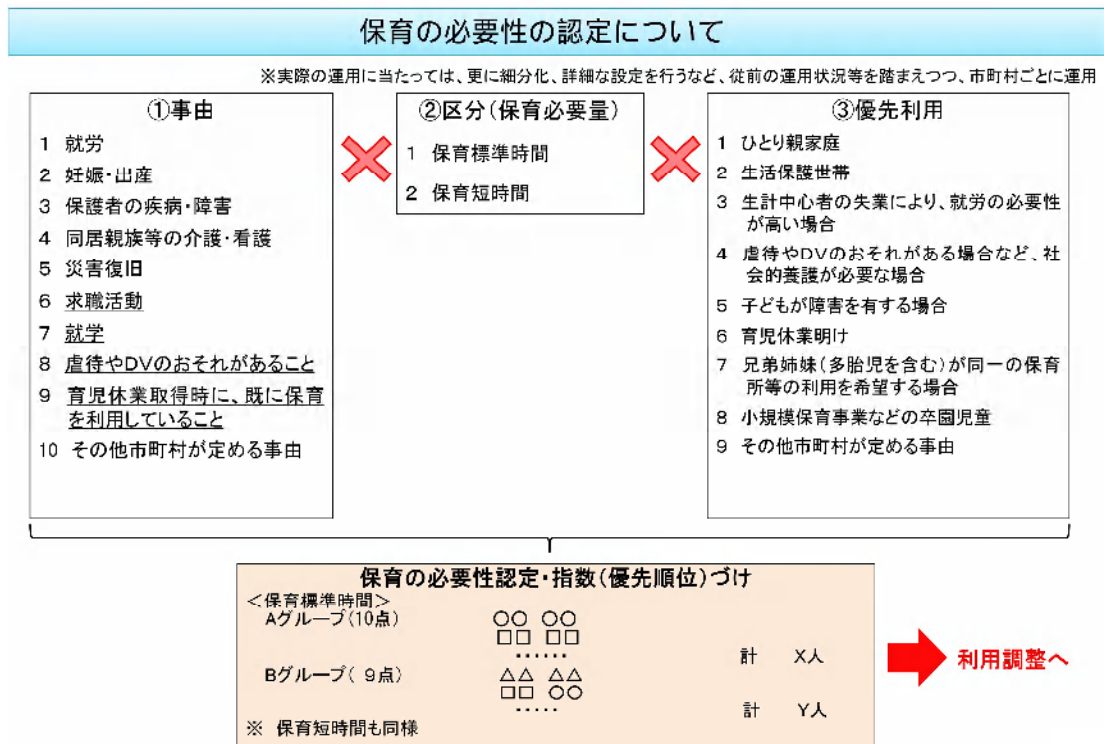
子ども・子育て支援法では、教育・保育を利用する子どもについて3つの認定区分が設けられ、これに従って施設型給付等が行われます。

認定区分	内容	給付の内容	利用できる施設
1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの (法第19条第1項1号)	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの (法第19条第1項2号)	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの (法第19条第1項3号)	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 小規模保育等

(5) 保育の必要性

子ども・子育て支援法では、実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づいて保育の必要性を認定し、認定内容に応じた給付を行うこととされています。

なお、保育の必要性の認定に当たっては下図のとおり、「①保育を必要とする事由」、「②保育の必要量」、「③優先利用への該当の有無」の3点が考慮されます。

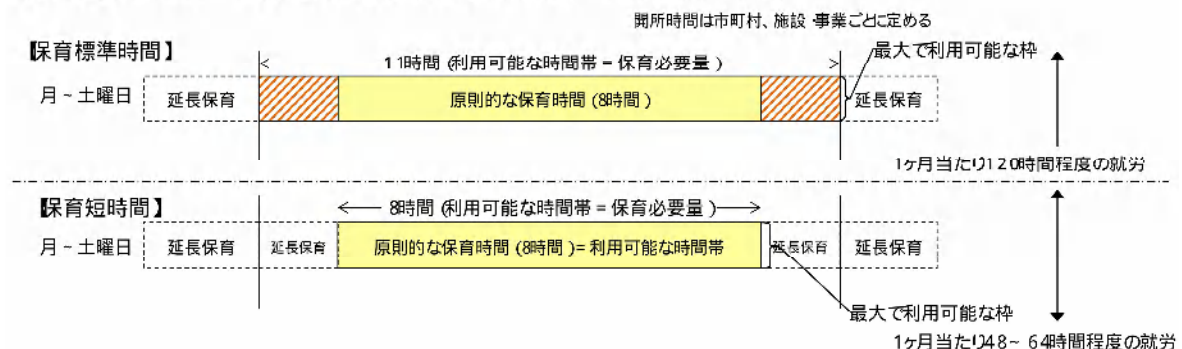


出典：内閣府資料

※保育の必要量

保育の提供に当たって、子どもに対する保育が細切れにならないようにする観点や、施設・事業者において職員配置上の対応を円滑にできるようにする観点などから主にフルタイムの就労を想定した「保育標準時間」、主にパートタイムの就労を想定した「保育短時間」の大括りな2区分を設定しています。

[保育必要量のイメージ](一般的な保育所のように、月曜日～土曜日開所の場合)



出典：内閣府資料

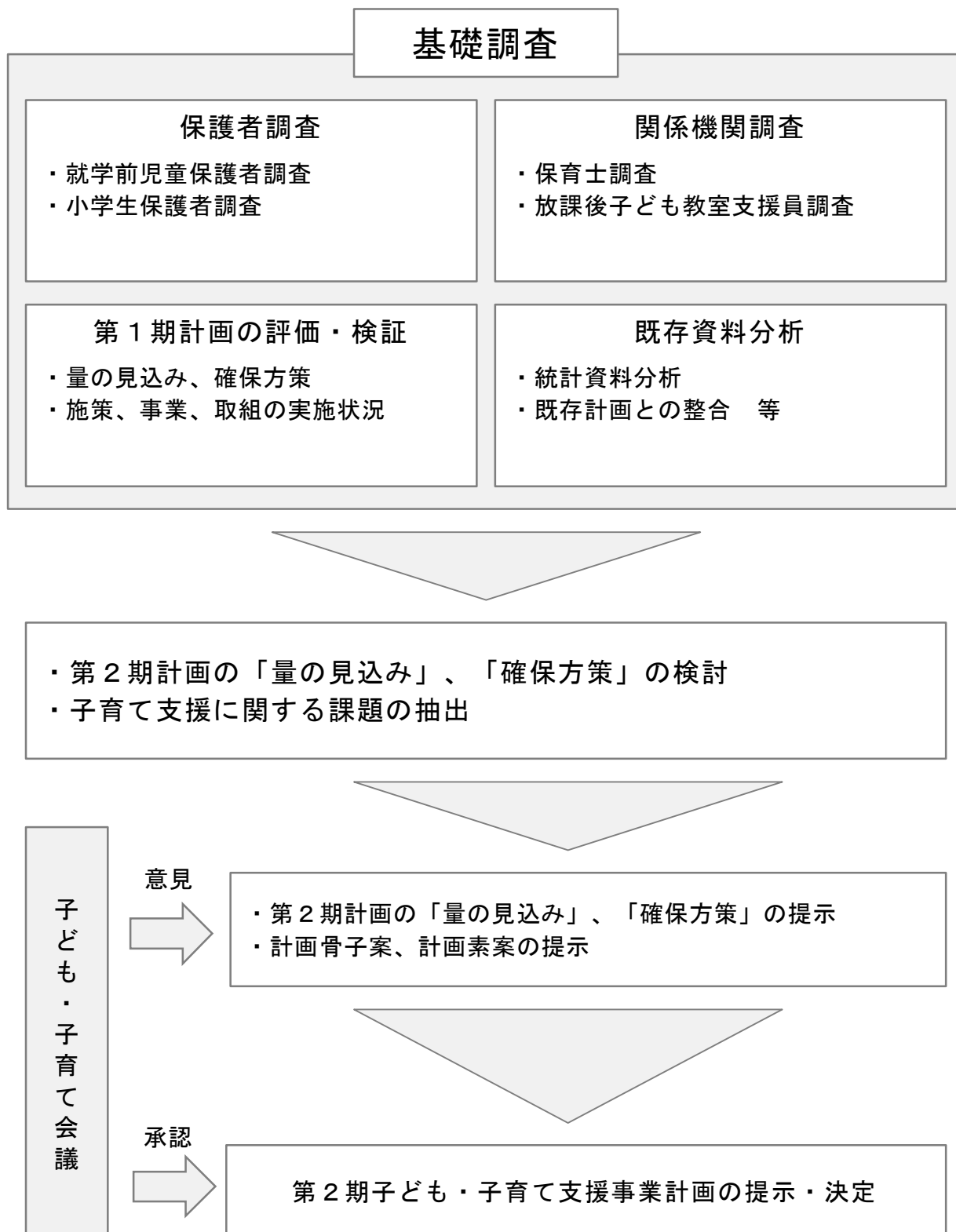
5 第1期計画策定以降の国の主な動向

年	法律・制度・通知等	主な内容
平成27年 (2015)	子ども・子育て支援法関連3法施行	・子ども・子育て支援事業計画の策定が明記。
	保育士確保プラン	・「待機児童解消加速化プラン」の確実な実施に向け、平成29年度末までに7万人の保育士を確保。
	少子化社会対策大綱改定	・子育て支援施策の一層の充実、若い年齢での結婚・出産の希望の実現、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取組強化。
	次世代育成支援対策推進法	・平成37年3月末までの時限立法に延長。
平成28年 (2016)	子ども・若者育成支援推進大綱	・子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針を提示。
	児童福祉法一部改正	・子どもの権利条約を踏まえ、権利の主体であることが明言。 ・児童虐待対策の強化。 ・子育て世代包括支援センターの法制化。
	ニッポン一億総活躍プラン	・保育士の処遇について、新たに2%相当の改善。 ・平成30年度以降も保育士の確保に取り組む。
	切れ目のない保育のための対策	・待機児童の解消に向けて取り組む市町村を支援するため、施設整備、入園予約制、保育コンシェルジュの展開などを明確化。
平成29年 (2017)	教育要領、保育指針等の改訂	・「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」が改訂。
	子育て安心プラン	・平成32年度末までに全国の待機児童を解消、待機児童ゼロを維持しつつ女性の就業率80%を達成。
	新しい経済政策パッケージ	・「人づくり改革」において、教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化などを掲げる。
平成30年 (2018)	新・放課後子ども総合プラン	・放課後児童クラブの量的拡充を図り、5年間で約30万人分の受け皿を整備することを目標とする。

6 計画の策定体制と方法

(1) 策定体制、策定方法

本計画における策定体制と策定方法は下図のとおりです。



(2) 日之影町子ども・子育て会議

本計画は、子ども・子育て支援法第77条の規定に基づく「日之影町子ども・子育て会議」において委員の意見を聴取して策定しました。

回	期 日	主な内容
第1回	令和元年 5 月 28 日	・保護者アンケート調査結果報告について
第2回	令和元年 12 月 25 日	・第2期計画素案について
第3回	令和2年 2 月 17 日	・第2期計画最終案について

(3) 保護者アンケート調査

教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」、「必要としている子ども・子育てに関する支援」を把握することを目的として、本町在住の全ての就学前児童保護者及び小学生保護者を調査対象に平成31年1月に実施しました。

(4) 保育士、放課後子ども教室支援員アンケート調査

保育所や放課後子ども教室に通う子どもの状況や保護者に対する必要な支援を把握するため、保育士及び放課後子ども教室支援員を対象に平成31年2月に実施しました。

第2章 子どもを取り巻く状況

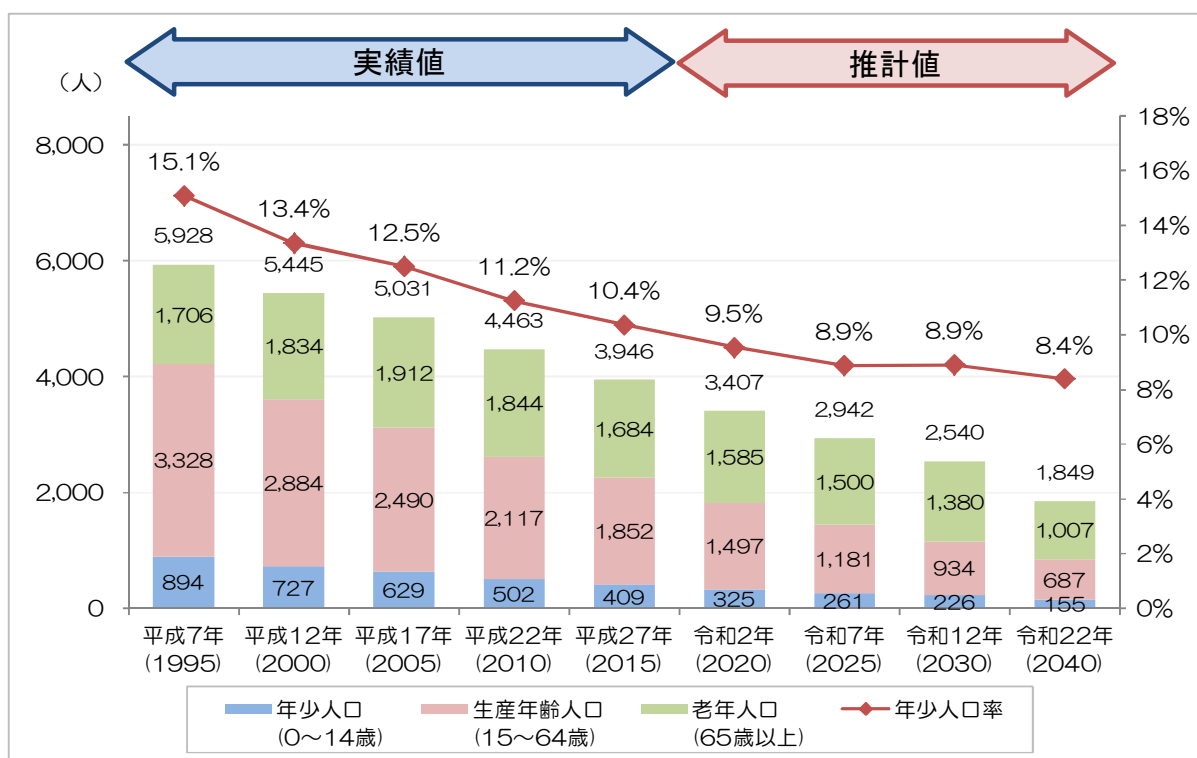


1 少子化の動向

(1) 人口の推移及び推計

総人口は、平成7年の5,928人が平成27年には3,946人となり、1,982人の減少となっています。

今後、少子高齢化の進展により総人口は減少する予測となっており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和22年（2040年）の総人口は1,849人、年少人口（0～14歳）は155人、総人口に占める年少人口割合は8.4%となる見込みとなっています。

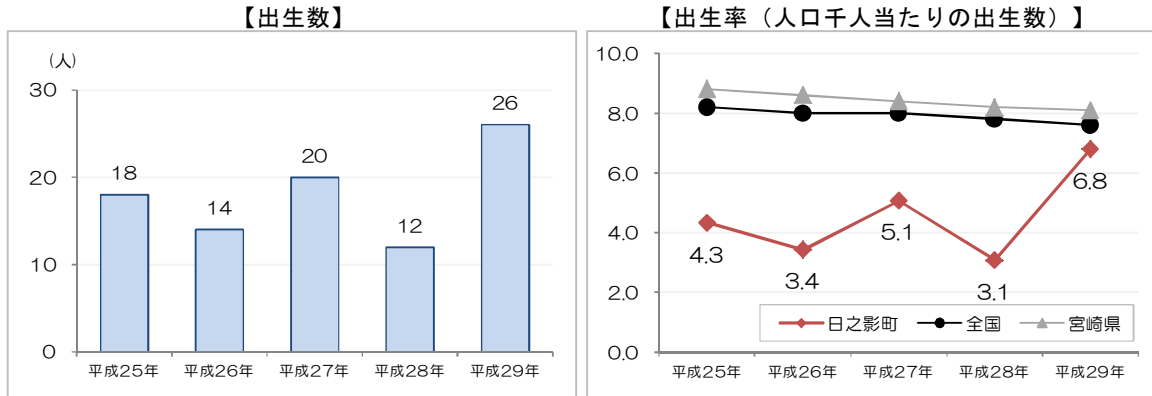


出典：国勢調査（平成7年～平成27年）、国立社会保障・人口問題研究所推計値（令和2年～令和22年）

(2) 出生数、出生率の推移

平成29年の出生数は26人となっています。

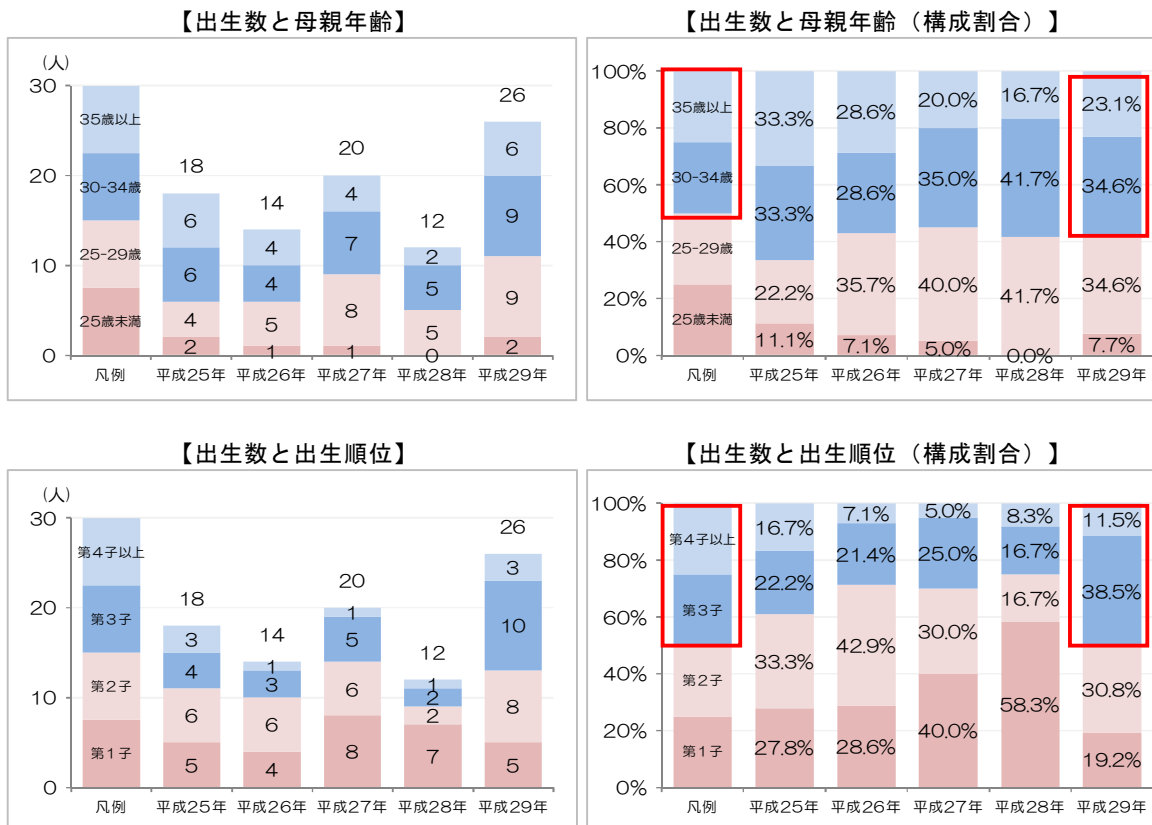
また、出生率（人口千人当たりの出生数）は全国、宮崎県より低い水準で推移しています。



出典：衛生統計年報

(3) 出生数と母親年齢、出生順位の状況

平成29年の出生数と母親年齢の関係をみると、母親年齢30歳以上の構成割合が約6割となっています。また、平成29年の出生数と出生順位の関係をみると、第3子以上が5割となっています。



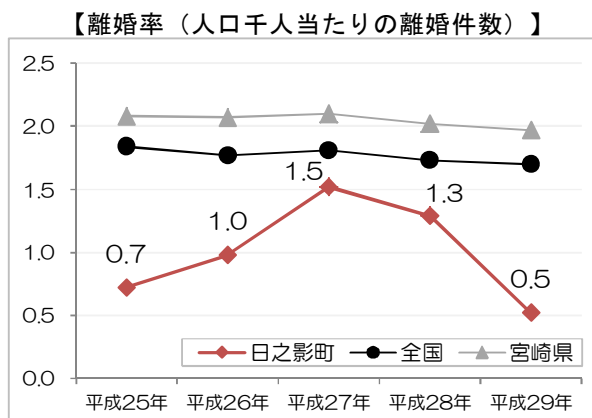
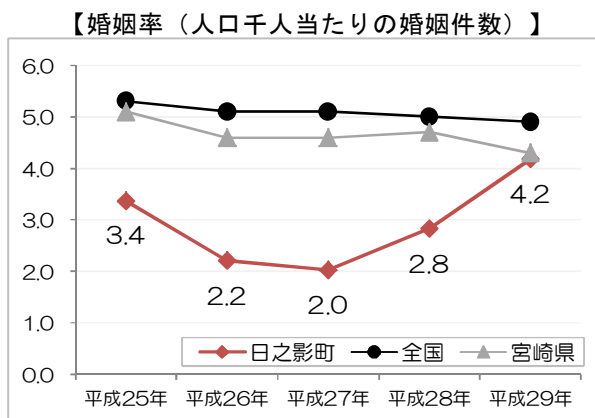
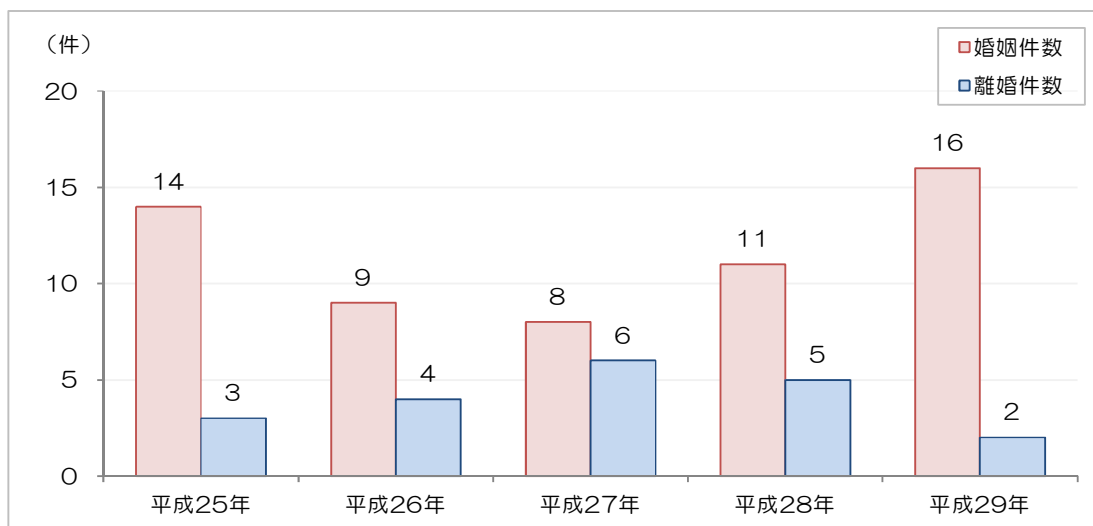
出典：衛生統計年報

(4) 婚姻等に関する状況

① 婚姻・離婚件数の推移

平成29年の婚姻件数は16件、離婚件数は2件となっています。

また、婚姻率（人口千人当たりの婚姻件数）、離婚率（人口千人当たりの離婚件数）は全国、宮崎県より低い水準で推移しています。



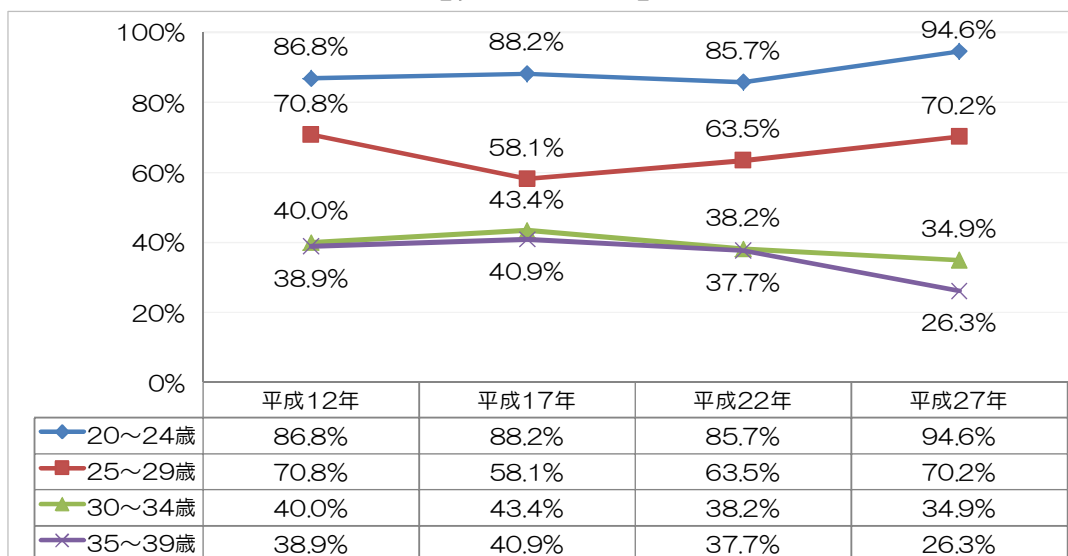
出典：衛生統計年報

② 未婚率の推移

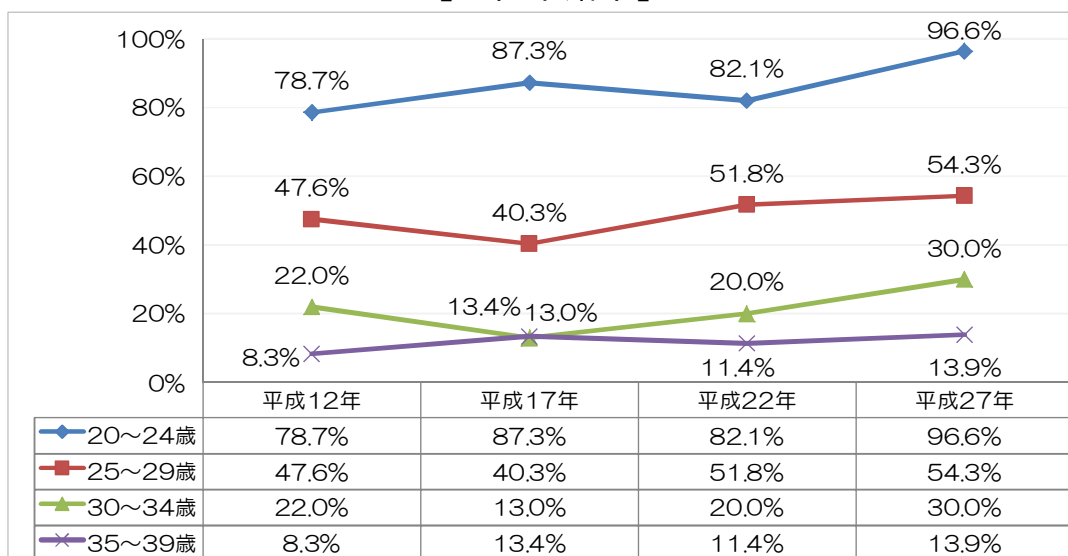
男性の未婚率を年代別で見ると、平成22年と平成27年の比較で20～24歳及び25～29歳で高くなっています。

女性の未婚率を年代別で見ると、平成22年と平成27年の比較で全ての年代で高くなっています。

【男性未婚率】



【女性未婚率】

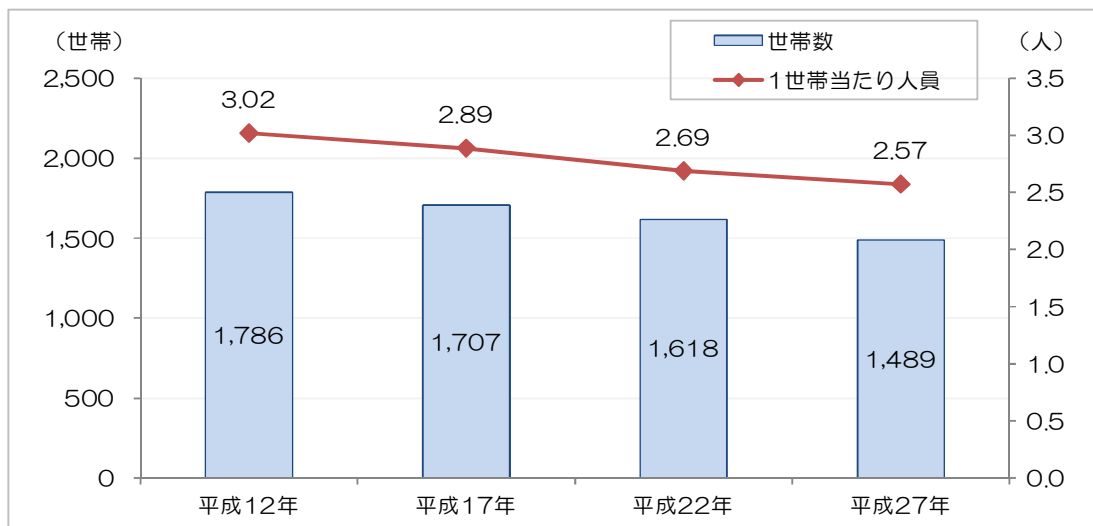


出典：国勢調査

2 世帯の状況

(1) 世帯数・1世帯当たりの人員数の推移

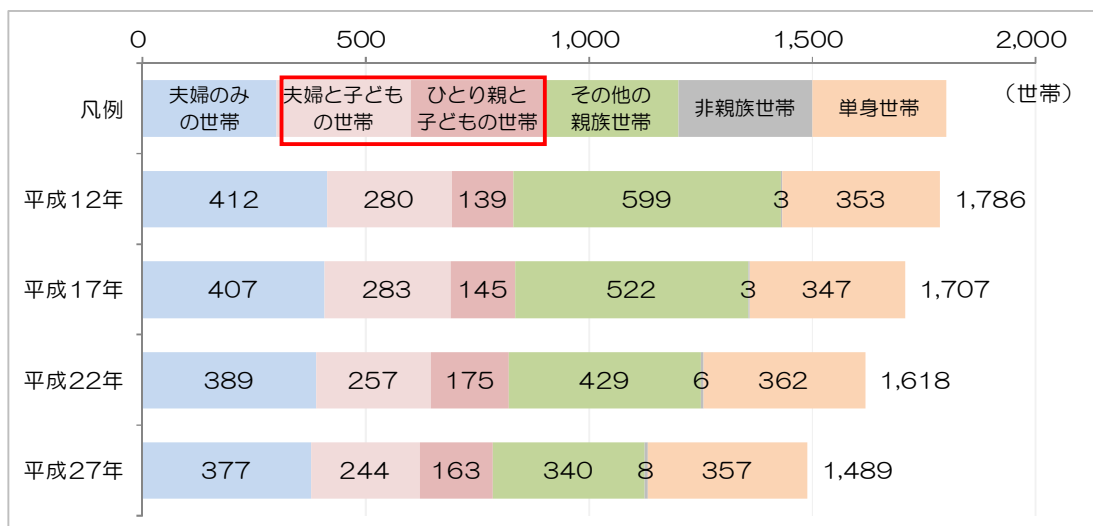
世帯数、1世帯当たり人員数ともに減少傾向で推移しています。



出典：国勢調査

(2) 類型別世帯の状況

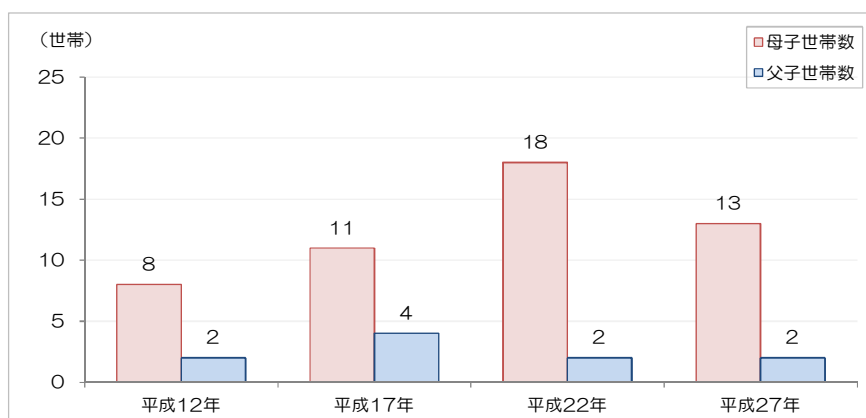
平成27年の子どもがいる世帯（「夫婦と子どもの世帯：244世帯」と「ひとり親と子どもの世帯：163世帯」の合計）は407世帯となっています。



出典：国勢調査

(3) ひとり親家庭の状況

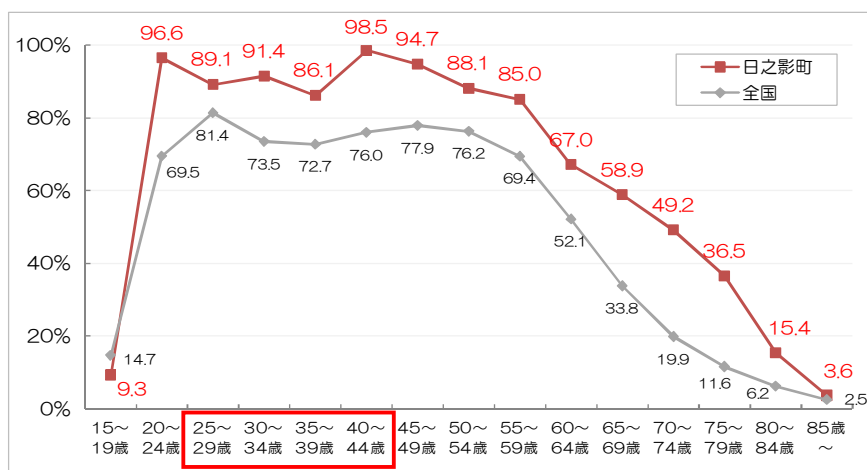
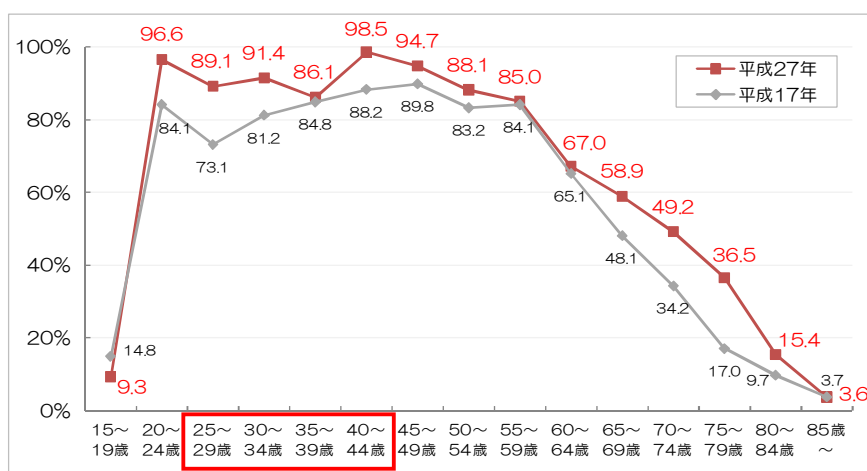
平成27年の母子世帯数は13世帯、父子世帯数は2世帯となっています。



出典：国勢調査

3 女性の就業の状況

平成27年の本町の子育て世代の女性（25～44歳）の就業率は、全ての年代で平成17年の本町の就業率及び平成27年の全国平均を上回っています。



出典：国勢調査

4 保護者アンケート調査結果にみる本町の状況

(1) 調査の実施状況

① 調査実施時期

平成31年1月に実施しました。

② 調査対象者及び調査方法

以下の2種類（就学前児童保護者用、小学生保護者用）の調査票を作成し、無記名方式により実施しました。

ア) 就学前児童保護者

本町在住の就学前のお子さんをお持ちの全ての保護者を対象とし、保育所等を通じて直接配付・回収及び郵送による配付・回収を行いました。なお、就学前児童が2人以上の世帯については、一番下のお子さんのことについて回答して頂きました。

イ) 小学生保護者

本町在住の小学生のお子さんをお持ちの全ての保護者を対象とし、学校を通じて直接配付・回収を行いました。なお、小学生が2人以上の世帯については、学年が一番下のお子さんのことについて回答して頂きました。

③ 対象世帯数、有効回答数、有効回答率

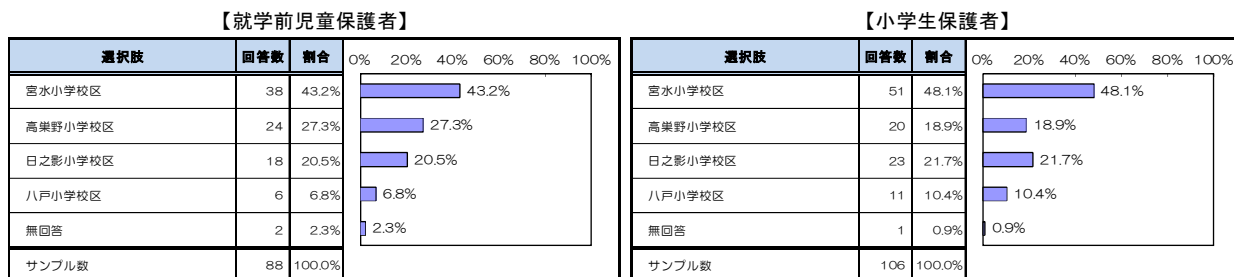
	対象世帯数	有効回答数	有効回答率
就学前児童保護者	100	88	88.0%
小学生保護者	115	106	92.2%
合計	215	194	90.2%

(2) 集計処理について

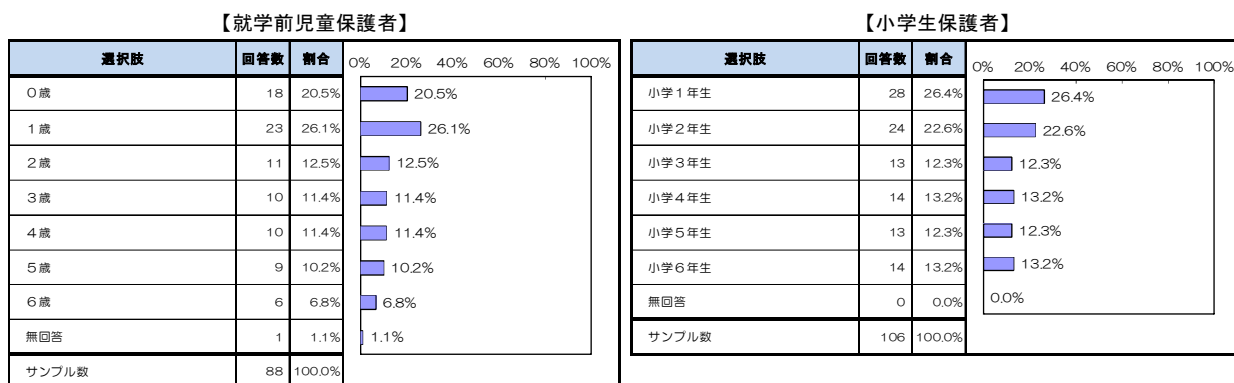
- ・回答率は百分比の小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。
- ・2つ以上の回答を要する（複数回答）質問の場合、その回答比率の合計は原則として100%を超えます。
- ・集計表の比率については小数点第2位で四捨五入して表示しているため、択一回答における表中の比率の内訳を合計しても100%に合致しない場合があります。
- ・以降の調査結果についても同様となります。

(3) 調査結果 (抜粋)

① お住まいの校区

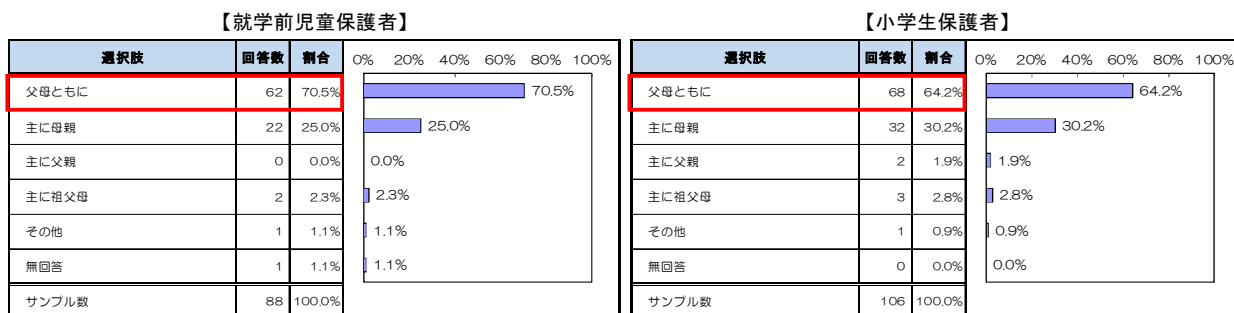


② お子さんの年齢・学年



③ 子育てを主に行っている者

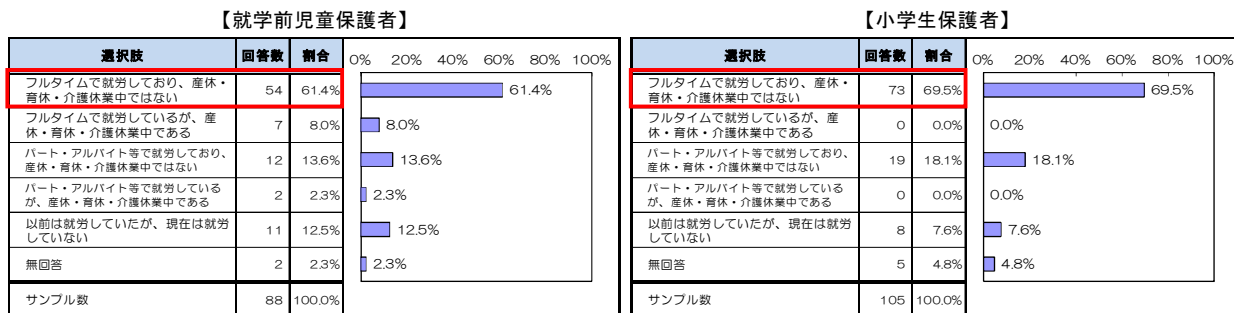
就学前児童保護者、小学生保護者ともに「父母ともに」が最も多くなっています。



④ 母親の就労状況・就労意向

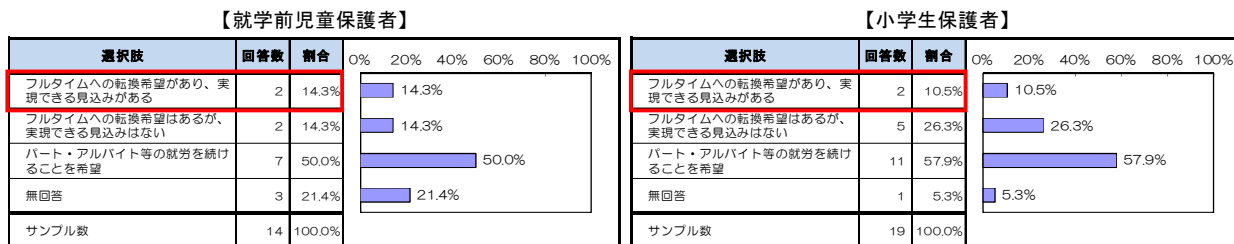
ア) 現在の就労状況

母親のフルタイムでの就労が就学前児童保護者 61.4%、小学生保護者 69.5% となっています。



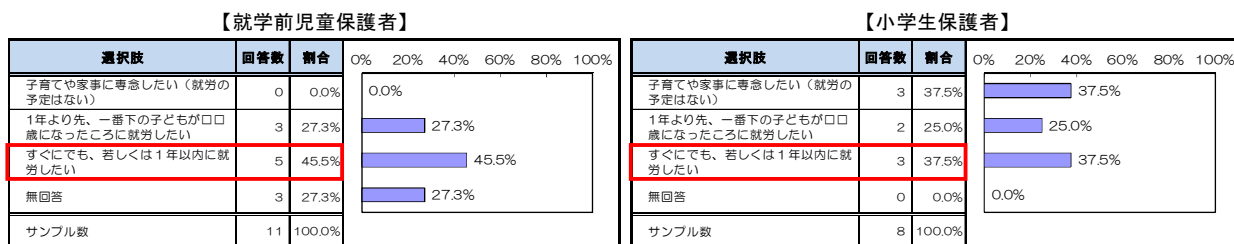
イ) フルタイムへの転換希望（パート・アルバイトの方への設問）

「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」が就学前児童保護者 14.3%、小学生保護者 10.5%となっています。



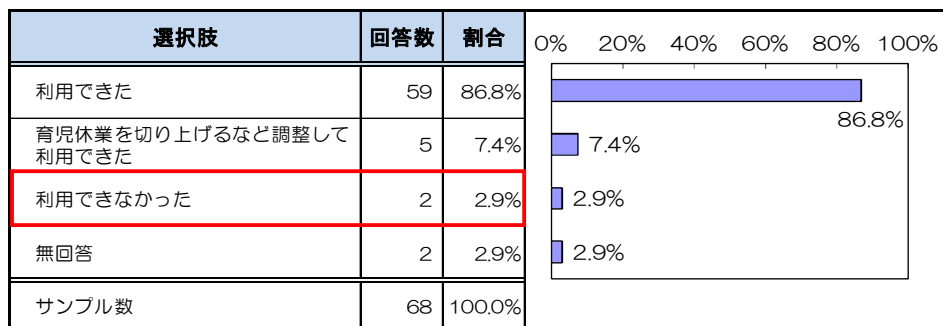
ウ) 就労の希望（現在就労していない方への設問）

「すぐにでも、若しくは1年以内に就労したい」が就学前児童保護者 45.5%、小学生保護者 37.5%となっています。



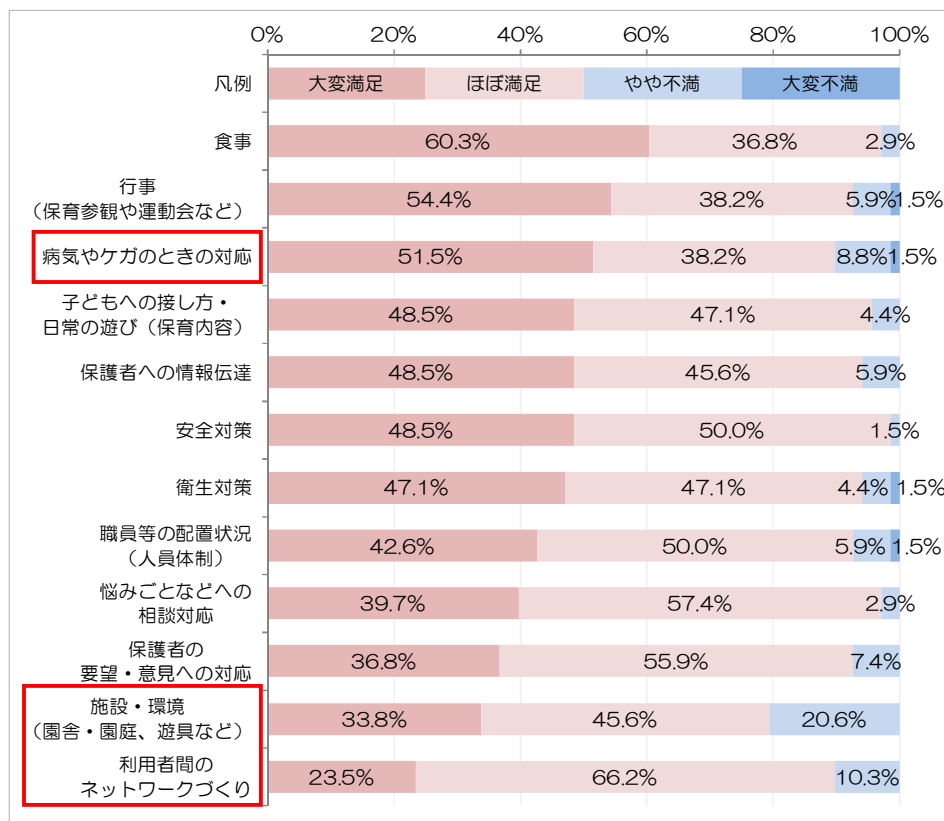
⑤ 保育所等利用開始時期の希望と現実の乖離（就学前児童保護者調査結果）

「利用できなかった」が2.9%となっています。



⑥ 保育所、幼稚園等の満足度（就学前児童保護者調査結果）

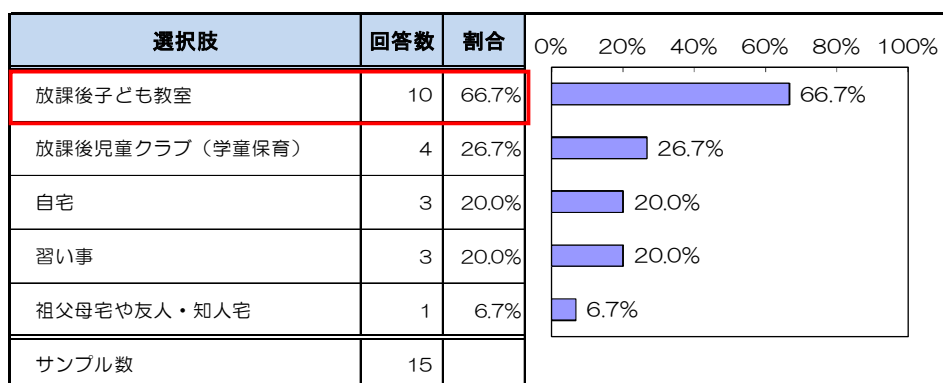
満足していない（「やや不満」と「大変不満」の合計）割合が高かった項目は、「施設・環境（園舎・園庭、遊具など）」（合計20.6%）、「病気やケガのときの対応」「利用者間のネットワークづくり」（合計10.3%）などとなっています。



⑦ 小学校就学後の放課後の過ごし方（就学前児童保護者調査結果）

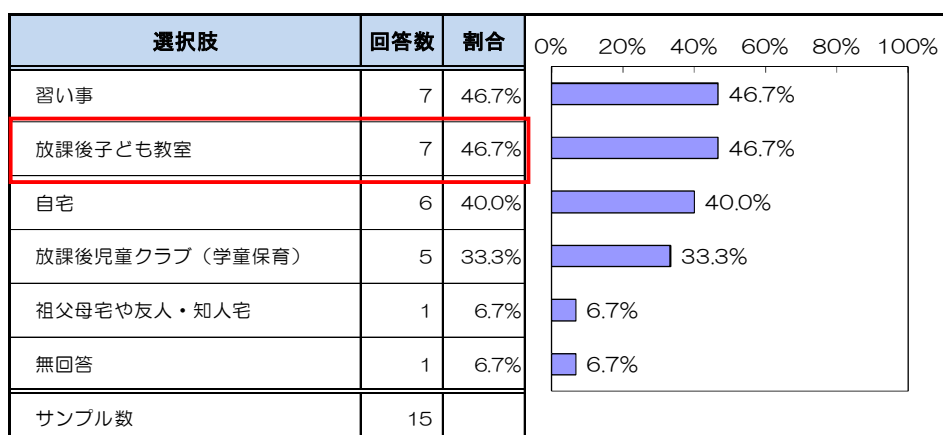
ア) 小学校低学年（小学1～3年）時（複数回答）

「放課後子ども教室」が66.7%となっています。



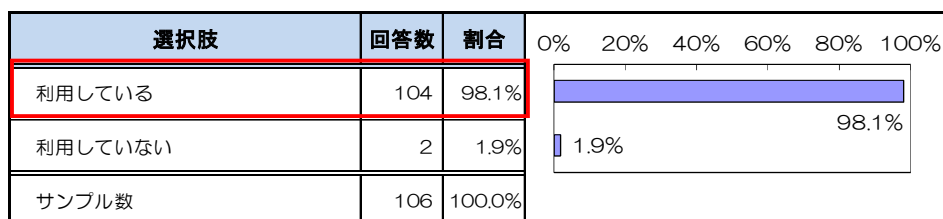
イ) 小学校高学年（小学4～6年）時（複数回答）

「放課後子ども教室」が46.7%となっています。



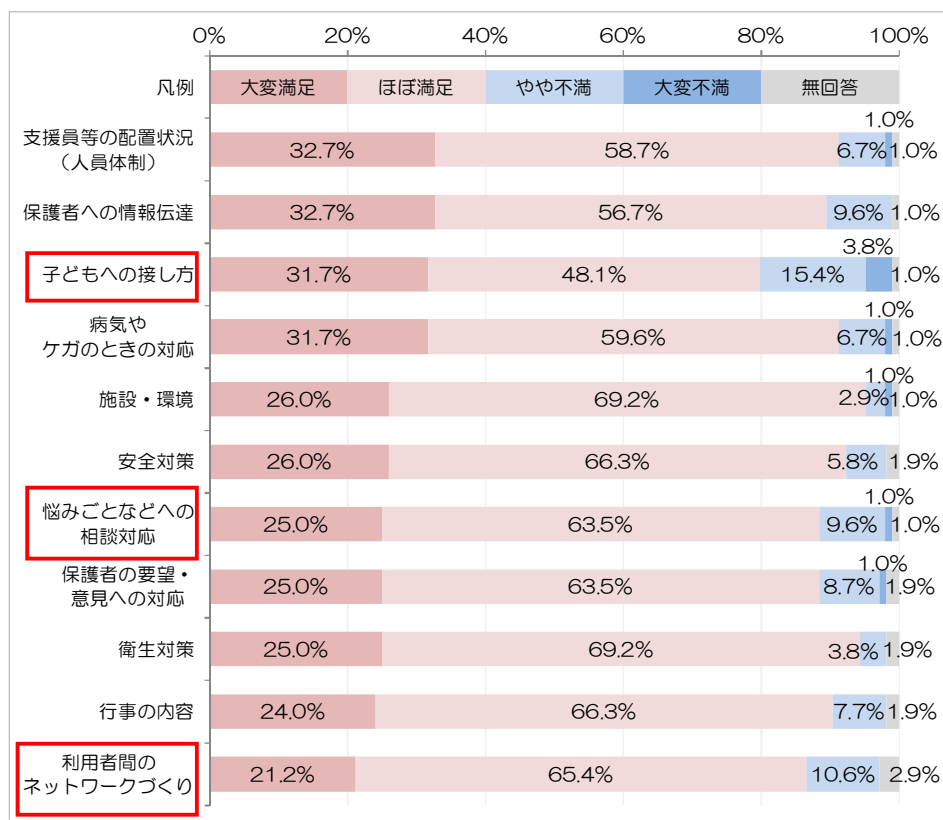
⑧ 放課後子ども教室の利用状況（小学生保護者調査結果）

「利用している」が98.1%となっています。



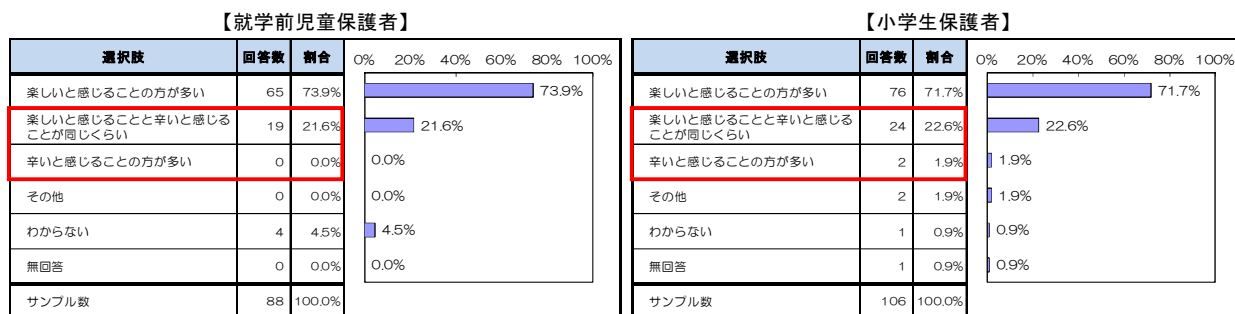
⑨ 放課後子ども教室の満足度（小学生保護者調査結果）

満足していない（「やや不満」と「大変不満」の合計）割合が高かった項目は、「子どもへの接し方」（合計 19.2%）、「利用者間のネットワークづくり」「悩みごとなどへの相談対応」（合計 10.6%）などとなっています。



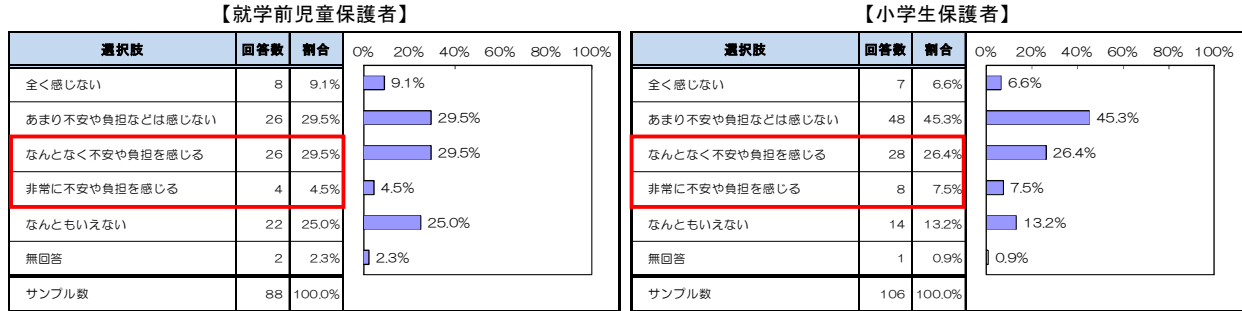
⑩ 子育ての状況

「楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい」と「辛いと感じることの方が多し」の割合の合計は、就学前児童保護者 21.6%、小学生保護者 24.5% となっています。



⑪ 子育てに関する不安感や負担感の有無

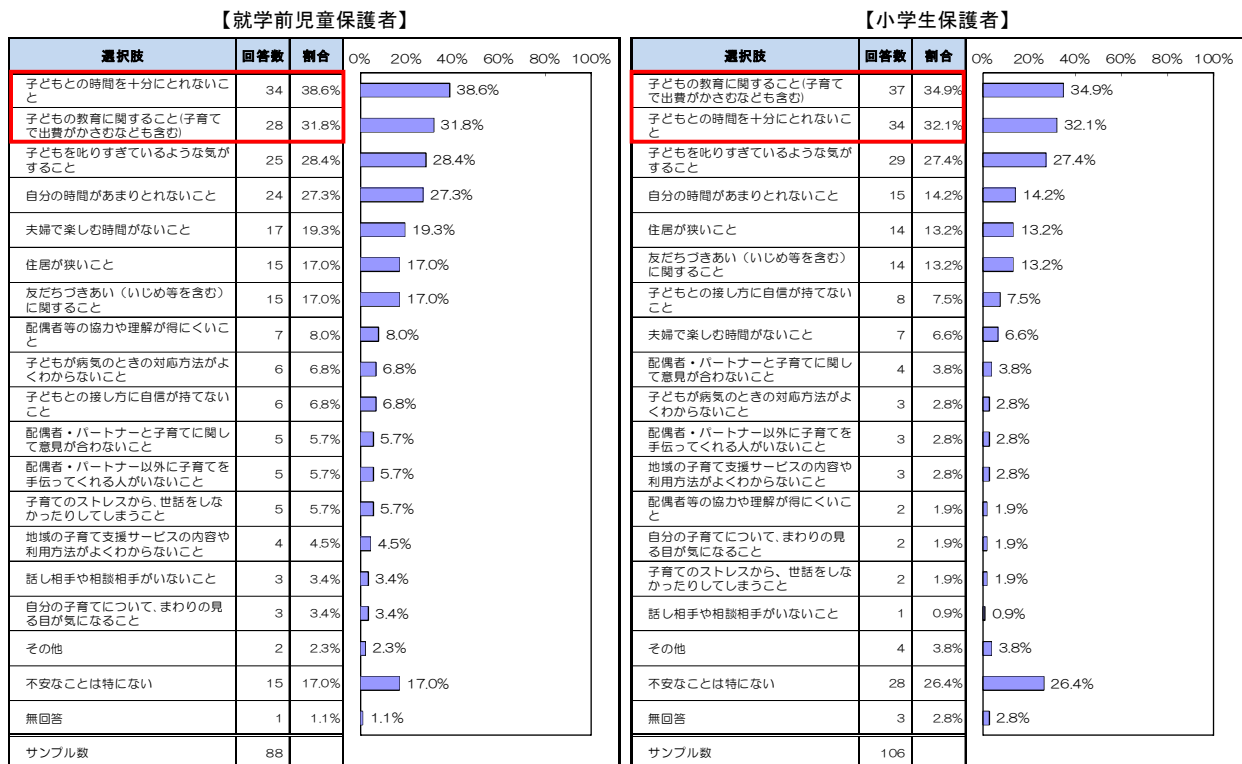
「なんとなく不安や負担を感じる」と「非常に不安や負担を感じる」の割合の合計は、就学前児童保護者 34.0%、小学生保護者 33.9%となっています。



⑫ 子育てに関して日常悩んでいること（複数回答）

就学前児童保護者については、「子どもとの時間を十分にとれないこと」が 38.6%で最も多く、次いで「子どもの教育に関すること（子育てで出費がかさむなども含む）」が 31.8%で最も多くなっています。

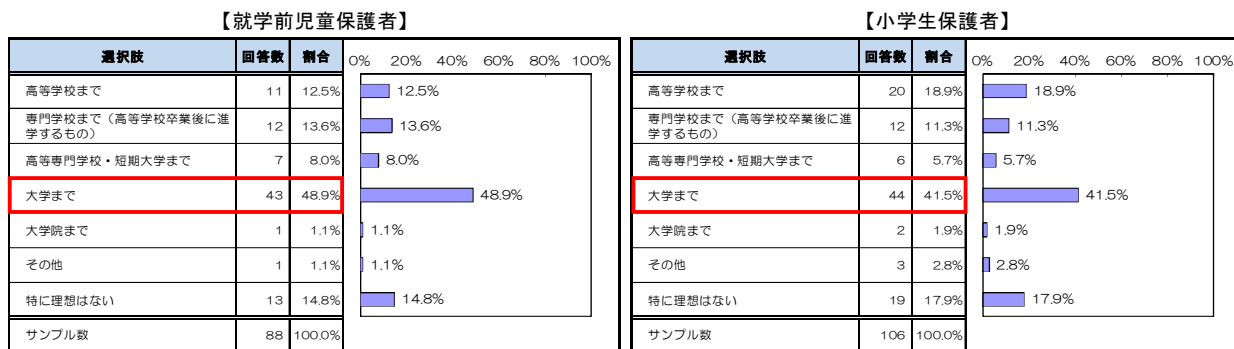
小学生保護者については、「子どもの教育に関すること（子育てで出費がかさむなども含む）」が 34.9%で最も多く、次いで「子どもとの時間を十分にとれないこと」が 32.1%となっています。



⑬ お子さんの将来的な進路

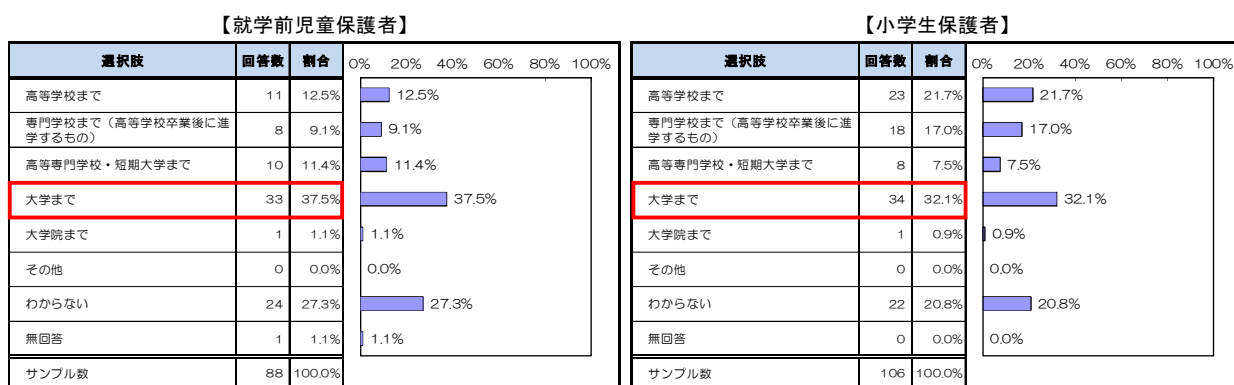
ア) 理想のお子さんの進路

「大学まで」が就学前児童保護者 48.9%、小学生保護者 41.5%となっています。



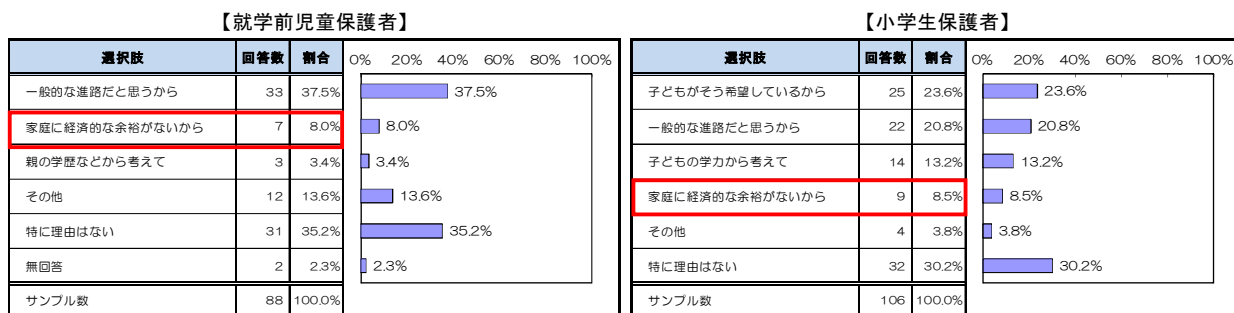
イ) 現実のお子さんの進路

「大学まで」が就学前児童保護者 37.5%、小学生保護者 32.1%となっています。



ウ) 現実のお子さんの進路として考えた理由

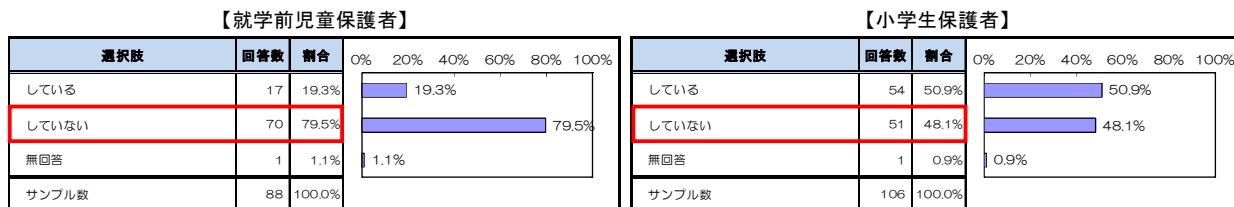
「家庭に経済的な余裕がないから」が就学前児童保護者 8.0%、小学生保護者 8.5%となっています。



⑭ 塾や習い事の状況

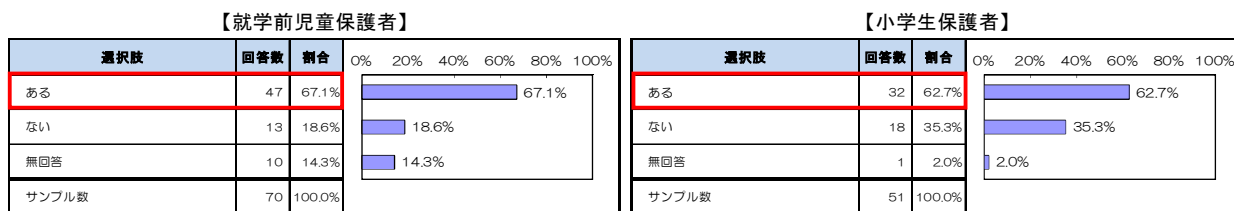
ア) 塾や習い事の有無

「していない」が就学前児童保護者 79.5%、小学生保護者 48.1%となっています。



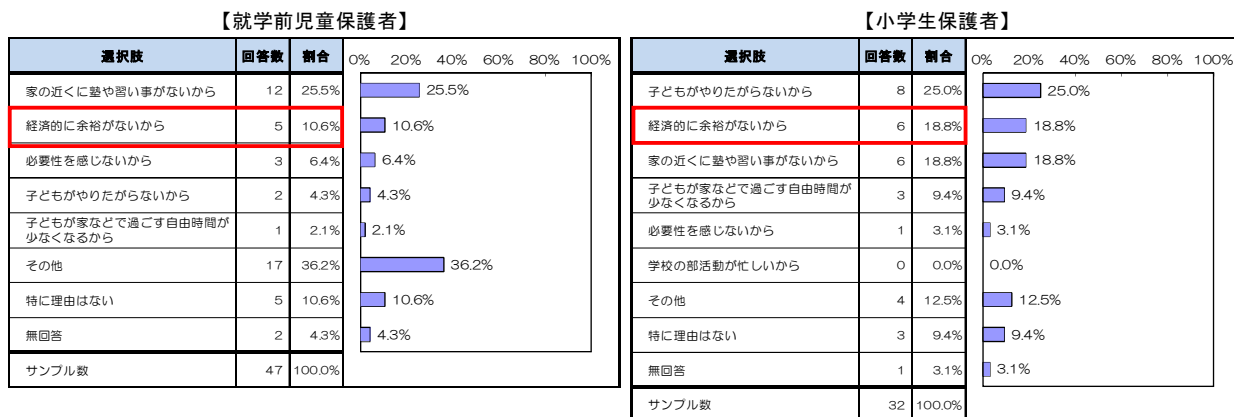
イ) 塾や習い事をさせたい希望の有無（塾や習い事をしていない方への設問）

「ある」が就学前児童保護者 67.1%、小学生保護者 62.7%となっています。



ウ) 塾や習い事をさせていない理由（塾や習い事をさせたい方への設問）

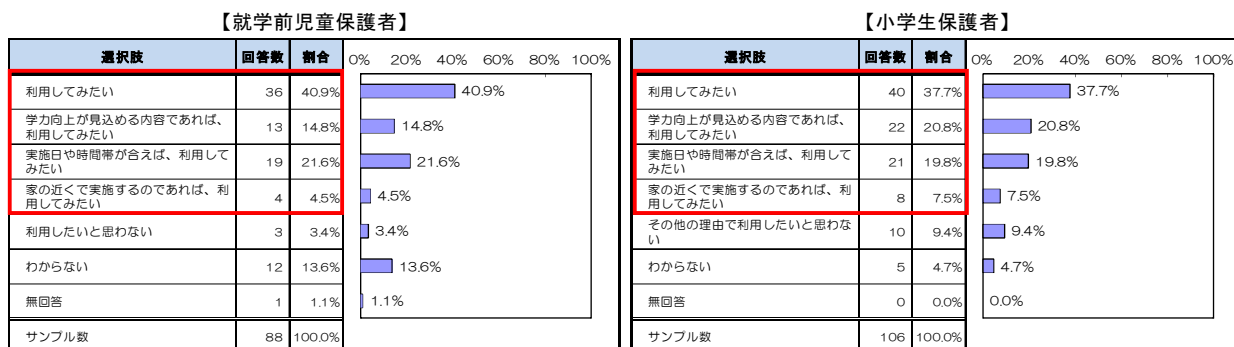
「経済的に余裕がないから」が就学前児童保護者 10.6%、小学生保護者 18.8%となっています。



⑮ 「学習支援事業」、「子ども食堂」の利用意向

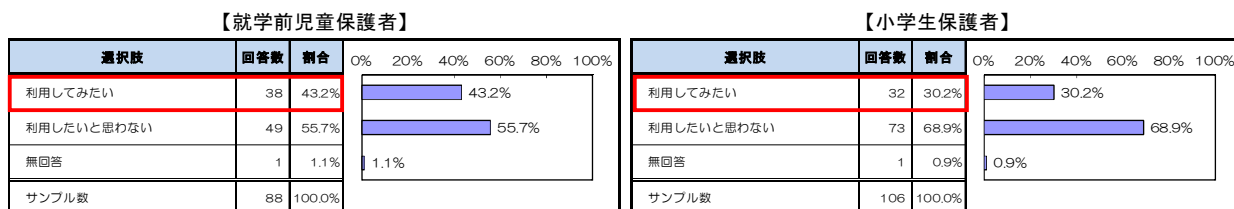
ア) 「学習支援事業」の利用意向

何らかの条件付きを含めた利用意向の割合は、就学前児童保護者 81.8%、小学生保護者 85.8%となっています。



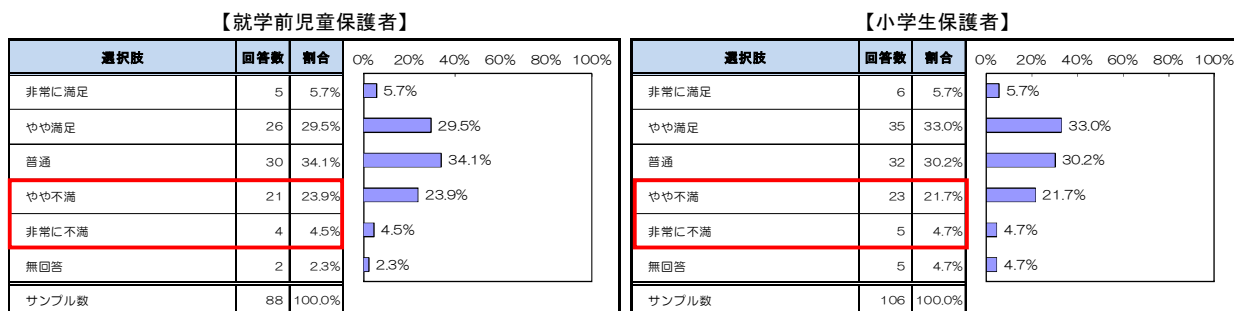
イ) 「子ども食堂」の利用意向

「利用してみたい」が就学前児童保護者 43.2%、小学生保護者 30.2%となっています。



⑯ 子育て環境や支援への満足度

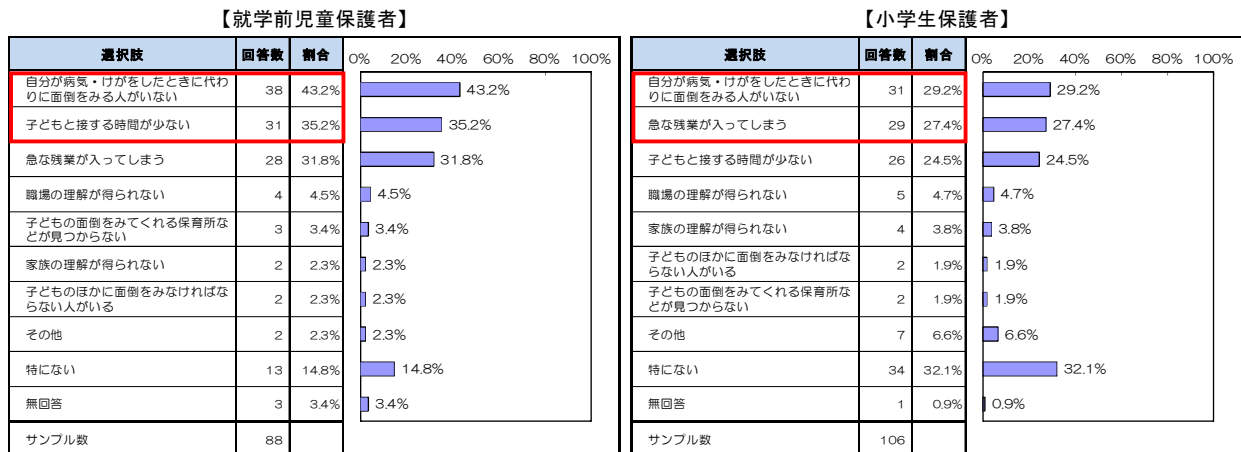
満足していない（「やや不満」と「非常に不満」の合計）割合は、就学前児童保護者 28.4%、小学生保護者 26.4%となっています。



⑩ 仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じる事（複数回答）

就学前児童保護者については、「自分が病気・けがをしたときに面倒をみる人がいない」が43.2%で最も多く、次いで「子どもと接する時間が少ない」が35.2%となっています。

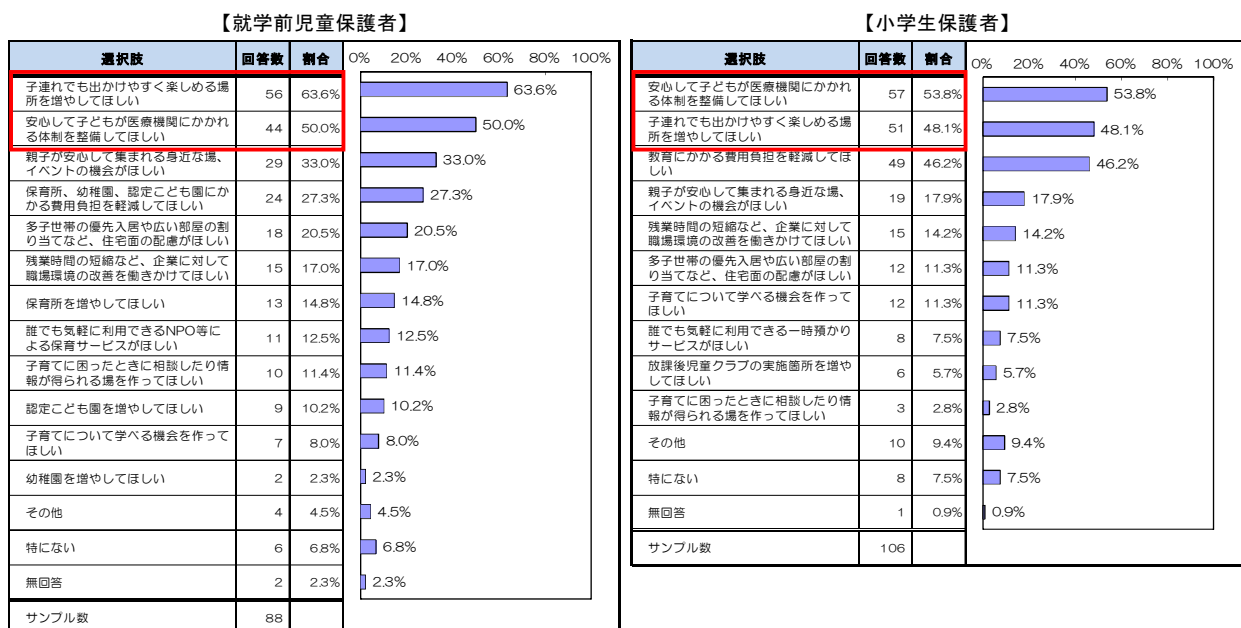
小学生保護者については、「自分が病気・けがをしたときに面倒をみる人がいない」が29.2%で最も多く、次いで「急な残業が入ってしまう」が27.4%となっています。



⑪ 充実を図ってほしい子育て支援策（複数回答）

就学前児童保護者については、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が63.6%で最も多く、次いで「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」が50.0%となっています。

小学生保護者については、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」が53.8%で最も多く、次いで「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が48.1%となっています。



5 保育士、放課後子ども教室支援員アンケート調査結果にみる本町の状況

(1) 調査の実施状況

① 調査実施時期

平成31年3月に実施しました。

② 調査対象者等

本町に勤務している保育士及び放課後子ども教室支援員を対象とし直接配付・回収を行いました。保育士36人、放課後子ども教室支援員11人の合計47人から回答がありました。

(2) 調査結果（抜粋）

① 幼児期に身に付けておくべき「生きる力」について

ア) 生活面

主な意見
子どもの可愛さや幼さから保護者が手助けしてしまう事が多いように感じるので、子どもの自立を促すようにする。
1日の流れや生活習慣を整える。
睡眠時間等の生活リズムが乱れている子どもがいる。
遊んだ後の片付けができない。好んだ物しか食べない。
子ども教室で使用したおもちゃ等の片付けができない。給食着、体操服、ランドセルなどの忘れ物をする。
咀嚼力があまりない子がいる。
就寝時間が遅く、朝起きられない。朝食をきちんと食べていない。
食に対して意欲のない子、興味のない子がいる。
食について偏食・好き嫌いが多く。アレルギーについても多くなった。
離乳食について正しい知識を持っていない保護者が多くなったように思う。
タブレット等で遊び、夜更かししている子どもも見られる。

イ) 人とかかわる力

主な意見
遊びの輪には入れず、一人で遊ぶ子どもも見受けられる。
あいさつができ、集団の中で楽しみながら一緒に行動できることが大切。
約束やルールは理解しているが、それを守れない子どもがいる。
挨拶ができること。自分の気持ちを相手に伝えることができること。

相手の話を落ち着いて最後まで聞けない。すぐに手が出る。
乱暴な子どもにも家庭環境に原因があったりするので、家庭に協力をお願いし、園では情報を共有して愛情を持って指導していく事が大事。
友達が困っていたら、さっと手助けできる。ケンカをしてもすぐに一緒に楽しく遊べる。異年齢児と関わり、小さい子のお世話をする。
困っている友達を見たら手を貸してあげる。集団生活ができる。

ウ) 学びに向かう力を付けるために大事なこと

主な意見
考える力を育てている。
簡単な好きな事から少しずつ取り組む。
好奇心、自然とふれあう。
子供の興味、関心を見守り、そこで感じたことに共感し、それに対して取り組んでいる事、行動を起こして出た結果を認めて褒めてあげること。
できなくてもやってみようとする気持ち。
自分で考え行動する。新しいことへの挑戦。工夫のある取組。意欲的な行動。
集中力を養うこと。やる気を育てる。向上心を持つこと。
生活の中での色々な体験、経験の中で達成感を感じる事。
話をしっかり聞いて、約束等を理解できていること。落ち着いた雰囲気の中で集中できる場所を見つけること。

② 「家庭の教育力」を高めるために重要なこと

主な意見
自分でできる事は自分でする。何にでもチャレンジさせる。
親が教育に対する考えを学ぶ機会を設ける。全ての親を対象に講話などの参加で家庭での教育に関心を持ってもらう。
家族間でのコミュニケーションを多く取ること。
家族そろっての食事と会話が大切。
家庭でできることは、しっかり親が責任を持って取り組むこと。
戸外で思いきり遊ぶ楽しさを体験させること。
子どもが今何がしたいのか、何に興味を持っているか、子どもの姿を見て気づくこと。

第3章 第1期計画の実施状況



1 量の見込み・確保方策の状況

(1) 教育・保育の実施状況（実績は各年4月1日現在の認定者数）

年度	項目	1号認定	2号認定	3号認定		
				0歳	1・2歳	合計
平成 27 年度	見込み	4人	65人	15人	41人	56人
	実績	5人	77人	2人	31人	33人
	差異(実績-見込み)	1人	12人	▲13人	▲10人	▲23人
平成 28 年度	見込み	4人	64人	16人	41人	57人
	実績	2人	73人	5人	28人	33人
	差異(実績-見込み)	▲2人	9人	▲11人	▲13人	▲24人
平成 29 年度	見込み	4人	66人	16人	43人	59人
	実績	0人	69人	2人	32人	34人
	差異(実績-見込み)	▲4人	3人	▲14人	▲11人	▲25人
平成 30 年度	見込み	4人	62人	16人	44人	60人
	実績	1人	65人	12人	39人	51人
	差異(実績-見込み)	▲3人	3人	▲4人	▲5人	▲9人
平成 31 年度	見込み	4人	62人	16人	44人	60人
	実績	0人	63人	7人	47人	54人
	差異(実績-見込み)	▲4人	1人	▲9人	3人	▲6人

(2) 地域子ども・子育て支援事業の実施状況

※各事業の事業概要については、本計画書76頁から80頁まで記載しています。

① 利用者支援事業

実施箇所数	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
見込み	1か所	1か所	1か所	1か所
実績	0か所	0か所	0か所	1か所

② 地域子育て支援拠点事業

年間延べ人数	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
見込み	120人	120人	120人	120人
実績	0人	0人	0人	0人
差異(実績-見込み)	▲120人	▲120人	▲120人	▲120人

参考：子ども広場

年間延べ人数	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実績	491人	392人	155人	259人

③ 妊婦健康診査事業

年間実人数	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
見込み	20人	20人	20人	20人
実績	18人	11人	29人	24人
差異(実績-見込み)	▲2人	▲9人	9人	4人

④ 乳児家庭全戸訪問事業

年間実人数	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
見込み	20人	20人	20人	20人
実績	18人	11人	29人	20人
差異(実績-見込み)	▲2人	▲9人	9人	0人

⑤ 養育支援事業

年間実人数	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
見込み	0人	0人	0人	0人
実績	0人	0人	0人	0人

⑥ 子育て短期支援事業

年間実人数	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
見込み	0人	0人	0人	0人
実績	0人	0人	0人	0人

⑦ 子育て援助活動支援事業

年間延べ人数	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
見込み	0人	0人	0人	0人
実績	0人	0人	0人	0人

⑧ 一時預かり事業

年間延べ人数	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
見込み	285人	285人	285人	285人
実績	71人	86人	58人	65人
差異（実績-見込み）	▲214人	▲199人	▲227人	▲220人

⑨ 延長保育事業

年間実人数	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
見込み	95人	95人	95人	90人
実績	92人	71人	65人	57人
差異（実績-見込み）	▲3人	▲24人	▲30人	▲33人

⑩ 病児保育事業

年間延べ人数	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
見込み	25人	25人	25人	25人
実績	0人	0人	0人	0人

⑪ 放課後児童健全育成事業

年間実人数	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
見込み	19人	18人	18人	18人
実績	0人	0人	0人	0人

参考：放課後子ども教室

登録児童数	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実績	189人	175人	170人	161人

2 基本目標ごとの主な事業・取組の実施状況

(1) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

- (1) 子どもや母親の健康の確保
- (2) 「食育」の推進
- (3) 思春期保健対策の推進
- (4) 小児医療の充実

【主な事業・取組の実施状況】

一般不妊症治療費助成制度				
概要	特定不妊症治療以外の一般不妊症治療を受けた夫婦に対して、1年度当たり10万円を上限に2年間治療費を助成しました。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
助成人数	2件	1件	0件	2件

特定不妊症治療費助成金給付金事業				
概要	宮崎県特定不妊症治療費助成金の給付決定を受けた夫婦に対して、1年度当たり20万円を限度に最長5年間助成する事業。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
助成人数	0件	0件	0件	2件

妊婦健康診査（子宮頸がん検診を含む）				
概要	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦健康診査として健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、適時医学的検査を実施しました。また、妊婦健康診査14回分と子宮頸がん検診の費用を助成しました。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間延べ人数	180人	251人	322人	219人

妊婦歯科健康診査助成				
概要	妊婦の歯の健康保持及び増進を図るため、妊婦歯科健康診査の費用を助成しました。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間延べ人数	—	—	—	5人

妊婦健診通院支援金				
概要	妊婦届を行い、母子保健手帳を受け取る際に、産婦人科への通院費用として10,000円分の商品券を支給しました。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間実人数	13人	27人	22人	19人

産婦健康診査助成				
概要	産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図るため、産後2週間健診と産後1か月健診の費用を助成しました。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間延べ人数	—	—	41人	34人

新生児聴覚検査助成				
概要	聴覚障害の早期発見、早期療育を図るため、新生児聴覚検査の費用を助成しました。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間実人数	—	—	22人	16人

乳幼児健康診査				
概要	子どもの健やかな発達を確認するために、3か月児・6か月児・9か月児・12か月児・1歳6か月児・3歳6か月児・5歳児の健康診査及び1歳6か月児・2歳6か月児・3歳6か月児・5歳児の歯科健康診査を行いました。また、2歳児・2歳6か月児・3歳児・3歳6か月児・5歳児のフッ化物塗布を行いました。			
3か月児健診				
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間実人数	15人	13人	27人	24人
6か月児健診				
年間実人数	18人	16人	31人	22人
9か月児健診				
年間実人数	—	18人	21人	29人
12か月児健診				
年間実人数	16人	20人	18人	37人
1歳6か月児健診				
年間実人数	14人	22人	21人	26人

3歳6か月児健診				
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間実人数	28人	25人	16人	24人
5歳児健診				
年間実人数	23人	32人	23人	23人
1歳6か月児歯科健診				
年間実人数	15人	22人	21人	26人
2歳6か月児歯科健診				
年間実人数	18人	8人	20人	11人
3歳6か月児歯科健診				
年間実人数	28人	25人	16人	24人
5歳児歯科健診				
年間実人数	23人	32人	23人	23人
2歳児・3歳児 フッ化物塗布				
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間実人数	13人	21人	26人	20人
小児任意予防接種費用補助事業				
概要	おたふくかぜ、B型肝炎、インフルエンザの予防接種費用の一部を助成しました。(B型肝炎の助成は平成28年度まで)			
おたふくかぜ				
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間実人数	6人	4人	4人	21人
B型肝炎				
年間実人数	9人	12人	—	—
インフルエンザ				
年間実人数	29人	129人	203人	302人

出産祝い金				
事業概要	出産に伴う諸費用（おむつ代、ミルク代）の軽減を図るとともに、少子化対策及び定住人口の促進を図るため、出産した子どもを養育している方に祝い金を支給しました。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間実人数	0人	13人	29人	18人

積み木のプレゼント				
事業概要	木育活動の一環として、生後6か月を迎えた乳児を対象に、町産材を使用した木のおもちゃ（積み木）を配付しました。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間実人数	18人	16人	31人	22人

乳児家庭全戸訪問事業				
事業概要	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を、保健師などが直接訪問し、育児に関する相談や子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、各家庭の養育環境の把握を行いました。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間実人数	17人	13人	28人	20人

乳児学級				
事業概要	親子のふれあいや親子同士のふれあいを目的に、1歳6か月児までの子どもと保護者を対象に年間4回実施しました。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間延べ人数	40人	40人	52人	38人

育児学級				
事業概要	親子のふれあいや親子同士のふれあいを目的に、6歳までの子どもと保護者を対象に年間6回実施しました。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間延べ人数	64人	73人	53人	65人

子ども広場				
事業概要	保育所入所前の親子が一緒に遊んだり、子育て中の保護者を対象に支援員による子育て相談や情報交換、高齢者との世代間交流を行いました。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間延べ人数	491人	392人	155人	259人

ファミリーサポート日之影				
事業概要	町内在住又は町外に勤務している方で、生後3か月から小学6年生までのお子さんをお持ちの方を対象に、育児の手助けを希望する方に対して託児を行いました。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間利用件数	0件	0件	2件	0件

チャイルドシートの貸し出し				
事業概要	帰省時やチャイルドシートを購入するまでの期間等に、一時貸し出しを行いました。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間利用件数	0件	24件	31件	43件

児童手当				
事業概要	中学校修了までの児童を養育している方に児童手当を支給しました。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間延べ人数	4,145人	3,873人	3,754人	3,663人

未熟児養育医療				
事業概要	生まれた時の子どもの体重が2,000g以下で、医師が入院養育を必要と認めた場合に養育医療に係る費用を給付しました。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間実人数	0人	0人	1人	0人

小児夜間急病センター運営負担				
事業概要	延岡市夜間急病センターの運営費を負担し、町民が利用できるようにしました。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間実人数	21人	16人	33人	28人

子ども救急医療電話相談（宮崎県事業）				
事業概要	夜間の子どもの急病時、病院へ行なった方が良いかどうか、判断に迷った時などに利用できるように、小児救急患者の保護者等からの電話による相談窓口を設置し、対応しました。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
相談件数	42件	9件	16件	8件

子ども医療費助成制度				
事業概要	子育て家庭の負担を軽減し、安心して子どもを生み育てる環境づくりを推進するため、0歳から中学校修了までの児童を対象に医療費の助成を行いました。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
助成金額	7,267,000円	7,066,000円	8,029,000円	7,251,000円

食育推進事業				
事業概要	地元の農産物を学校給食に活用するため、原材料費を補助しました。その他、夏休み子ども教室の料理教室等への材料費を補助しました。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
補助金額	977,359円	963,373円	963,613円	922,647円

「食育」の推進				
事業概要	幼児健診時の「食育体験」、管理栄養士による保健指導を実施しました。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間延べ人数	59人	59人	97人	60人

学校給食における「ひむか地産地消の日」の推進				
事業概要	学校給食の食材に町内の農産物を道の駅青雲橋野菜生産者グループと連携して供給しました。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
供給回数	0回	0回	37回	37回

思春期保健対策の推進				
事業概要	各学校において、養護教諭を活用した授業の実施及び保健センターとの連携等を通して、保健指導の充実を図りました。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
健康教育実施回数	14回	16回	14回	15回

(2) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- | |
|-----------------------------|
| (1) 次代の親の育成 |
| (2) 子どもの生きる力に向けた学校の教育環境等の整備 |
| (3) 家庭や地域の教育力の向上 |
| (4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進 |

【主な事業・取組の実施状況】

中学生の乳幼児ふれあい体験				
概要	中学生が、子どもを生み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解するために、保育所等を活用し、乳幼児とふれあう機会を設けました。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施回数	1回	1回	1回	1回
子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導（学力向上テストの実施）				
概要	全国学力・学習状況調査及びみやざき小・中学校学習状況調査への参加とともに、平成30年度から小学3年、中学2年を対象とした、町独自の「ひのかげ学力調査」を実施しています。「ひのかげ学力調査」の結果等を基に各学校とミーティングを行い、指導の改善・充実につなげました。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施回数	1回	1回	1回	1回
小中学校の授業 ICT 活用				
概要	小中学校のタブレット型端末等のパソコンや大型モニターを活用した学習を実施しました。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施回数	1回	1回	1回	1回
複式学級解消事業				
概要	複式学級における授業時の支障を解消するため講師を配置しました。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
配置人数	3人	3人	3人	3人

観察実験アシスタント配置事業				
概要	小学校に理科の観察・実験を支援する補助員を配置しました。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
配置人数	1人	1人	1人	1人

語学指導外国青年招致事業				
概要	外国青年を配置し、小・中学校を中心とした語学指導に重点を置いた活動を進めました。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
小学校配置人数	1人	1人	1人	1人
中学校配置人数	1人	1人	1人	1人

公費支援型学習塾				
概要	中学2、3年生を対象に短期集中型学習塾を開設し、学力の強化を図りました。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
事業費	0円	285,000円	378,000円	397,000円

放課後子ども教室				
概要	放課後等に小学校等の施設を活用し、子どもたちの安全・安心な居場所を設け、地域の方々の協力を得て、子どもたちが勉強やスポーツ・交流活動を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進しました。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
放課後子ども教室	4教室	4教室	4教室	4教室
長期子ども教室	2教室	2教室	2教室	2教室

道徳教育の推進、教育の指導力の向上事業				
概要	教育委員会主催の教職員研修会において、道徳教育に係る講座を設けるなど、適宜、取組を行いました。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施回数	1回	1回	1回	1回

「わたしたちの道徳」を全小中学生に配布し、道徳性の向上を図る事業				
概要	小学校4校、中学校1校に「わたしたちの道徳」を配付しました。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
配付回数	1回	1回	1回	1回

子どもたちがスポーツを楽しむための環境づくりを学校・地域・家庭で総合的な方策を展開する事業				
概要	地域との連携を進め、スポーツ少年団及び部活動の充実を図りました。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
団体数	8団体	6団体	7団体	5団体

児童生徒健診事業				
概要	小学校、中学校の児童生徒の健康診断、各種検診を実施しました。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間訪問件数	1,469,216円	1,428,166円	1,396,333円	1,428,086円

安全で豊かな学校施設の整備（学校安全の充実等の総合的な取組の推進）				
概要	子どもに安全で豊かな環境を提供するために、関連施設の老朽箇所修繕や小学校教室照明のLED化、中学校トイレの洋式化、給食室・音楽室のエアコン設置など、適切な学校施設の整備を実施しました。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
小学校	22,265千円	11,839千円	21,393千円	11,787千円
中学校	2,987千円	5,498千円	11,454千円	7,640千円

小学校連合集団宿泊学習事業				
概要	小学5年の宿泊体験学習において、日之影の自然や文化にふれる活動や町内にある宿泊施設の利用を通じて、日之影の良さを実感できる取組を行いました。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施回数	1回	1回	1回	1回

家庭教育学級、講座の開催				
概要	学校施設や社会教育施設を活用し、家庭教育学級の充実を図り、ともに協力して児童・生徒を育てる意欲を高め、家庭教育に関する学習の機会や情報の提供を行いました。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
開催校数	2校	2校	4校	2校

文化活動や鑑賞機会の充実				
概要	青少年伝統芸能発表大会を実施しました。また、芸術文化ふれあい鑑賞教室において、小中学生を対象に演劇・音楽鑑賞を年1回実施しました。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施回数	1回	1回	1回	1回

総合型地域スポーツクラブや広域スポーツセンターの育成支援				
概要	多様なスポーツニーズに応えるため、総合型スポーツクラブを支援しました。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
支援教室数	3教室	3教室	4教室	5教室

給食費半額助成制度				
概要	学校給食を受ける児童又は生徒の保護者が負担する学校給食費の半額を補助しました。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
助成金額	5,764,780円	5,658,500円	5,567,945円	5,595,000円

中学校入学支援金				
概要	中学校に入学した生徒を養育している保護者に支援金を支給しました。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
支給金額	900,000円	1,020,000円	930,000円	1,050,000円

スクールバス運行事業				
概要	スクールバスの運行により、児童生徒の通学与中学校部活動の利便性を図りました。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
支給金額	27,058千円	28,275千円	30,085千円	32,695千円

遠距離通学費補助事業				
概要	学校までの通学距離が小学校で片道4km以上、中学校で片道6km以上の児童生徒について通学費の補助を行いました。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
小学生	10人	5人	4人	3人
中学生	2人	1人	1人	1人

奨学資金の貸付				
概要	高等学校及び大学の学生、その他審議委員会において、適当と認めた方に学資の一部の貸付を行いました。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
貸付金額	3,468千円	11,386千円	12,140千円	11,184千円

(3) 子育てを支援する環境の整備

- (1) 良質な住宅の確保
- (2) 安心して外出できる環境の整備
- (3) 子育て世代への支援

【主な事業・取組の実施状況】

良質な住宅の確保				
概要	日之影町公営住宅等長寿命化計画に基づき、必要な住宅についてはバリアフリー化へ向けた整備を行いました。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
整備戸数	8戸	0戸	0戸	0戸

(4) 職業生活と家庭生活との両立の推進、雇用環境の整備

- (1) 仕事と子育ての両立の推進

【主な事業・取組の実施状況】

仕事と子育ての両立のための社会資源の整備	
概要	保育士の確保やファミリー・サポートの充実を図り、希望する時期に保育サービスが受けられるよう支援しました。

(5) 子ども等の安全の確保

- (1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
- (2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
- (3) 被害に遭った子どもの保護の推進

【主な事業・取組の実施状況】

学校付近や通学路におけるパトロール活動の推進

概要	地域安全運動期間等に、日之影・八戸駐在所連絡協議会、日之影町青少年健全育成町民会議において青色パトロールによる見守りや月1回スクールバスへの乗車活動を実施しました。
----	--

防犯灯の整備促進

概要	防犯灯のLED化を進め、設置にかかる費用の一部補助、町民の負担の軽減を図りました。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
助成金額	594,000円	204,000円	300,000円	366,000円

(6) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) ひとり親家庭等の自立支援の推進
- (3) 障がい児施策の充実

【主な事業・取組の実施状況】

要保護児童対策地域協議会の設置

概要	年1回会議を開催し、協力体制・支援・情報共有を依頼しました。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
会議開催数	1回	1回	1回	1回

ひとり親家庭医療費助成制度

概要	20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の父・母等を対象に、医療費を助成しました。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
助成金額	814千円	853千円	1,037千円	1,025千円

母子・寡婦福祉資金貸付制度				
概要	経済的な自立や児童の就学などで資金の貸付が必要となったとき、母子自立支援員が資金の貸付や償還の相談に応じました。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
貸付件数	1件	2件	2件	3件

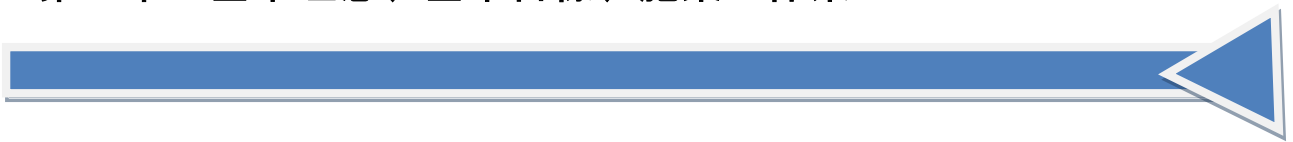
障害児療育強化事業費補助				
概要	在宅の心身に障がいのある幼児又はその保護者に対し、通園により療育指導等を行い、地域での在宅生活を支援しました。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
対象人数	3人	3人	3人	2人

重度心身障害児医療費助成制度				
概要	重度心身障がい児に係る保険給付等につき一部負担金を支払った場合に、当該支払額から一人月額1,000円を控除した額を助成しました。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
助成人数	1人	2人	2人	1人

特別児童扶養手当				
概要	精神又は身体に障がいのある20歳未満の児童を養育している方に支給しました。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
支給件数	7件	7件	6件	6件

障がい児福祉手当				
概要	在宅で20歳未満の重度の心身障がい児で、日常生活において常に介護が必要な方に支給しました。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
支給件数	0件	1件	1件	1件

第4章 基本理念、基本目標、施策の体系



1 基本理念

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支援することは、一人一人の子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

そのような中、子ども・子育て支援については、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すという考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの存在と発達が保障される必要があります。

また、障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要がある子どもやその家族を含め、全ての子どもに対し、身近な地域において、子育て支援の各種施策を可能な限り講じることにより、その健やかな育ちを確保することも重要です。

そのため、本計画の基本理念を次のように定めます。

【基本理念】

心を育むひとづくり 地域を育むまちづくり

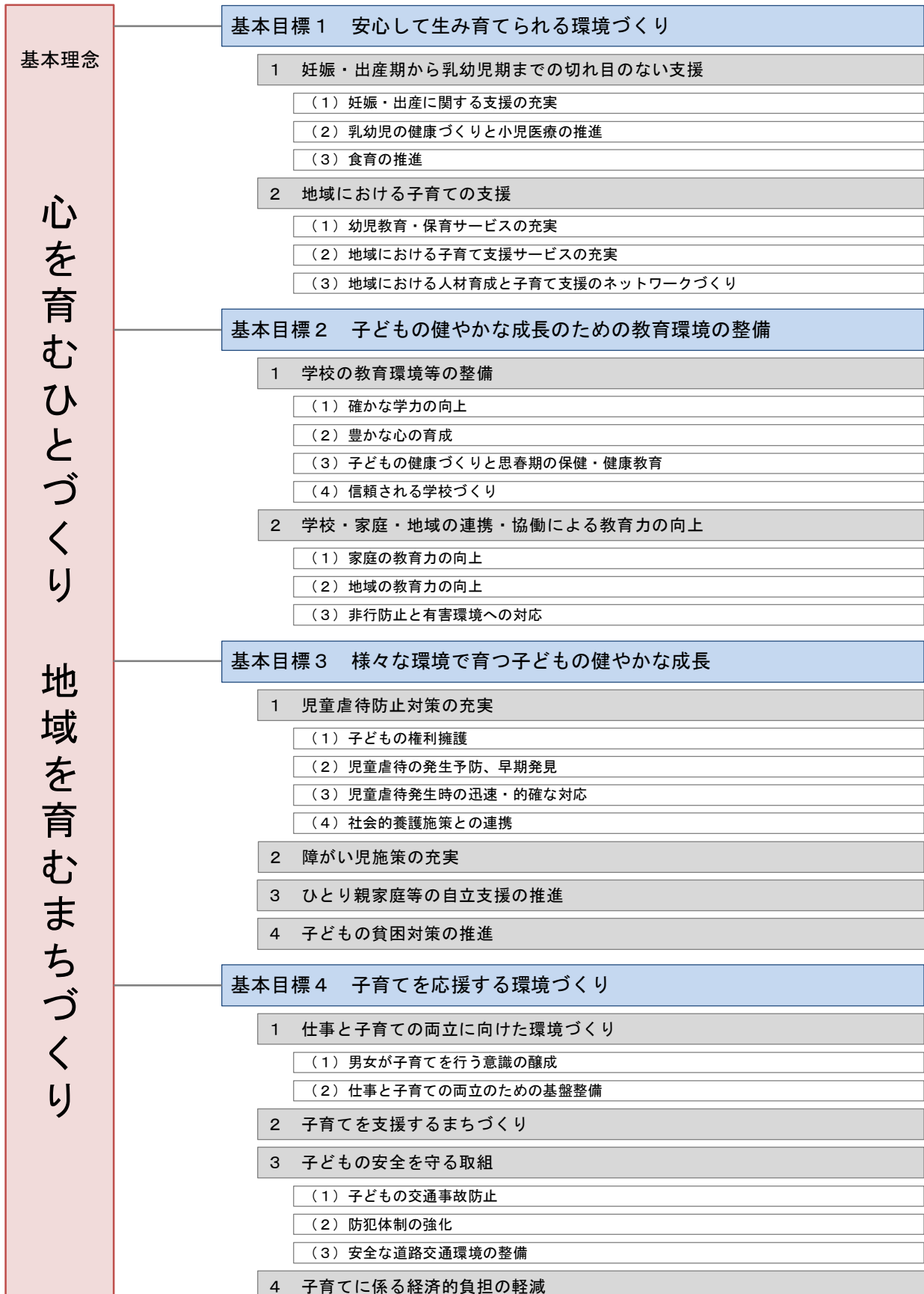
2 基本目標

基本理念の実現に向けて、以下の4つの基本目標を定め施策の展開を図ります。

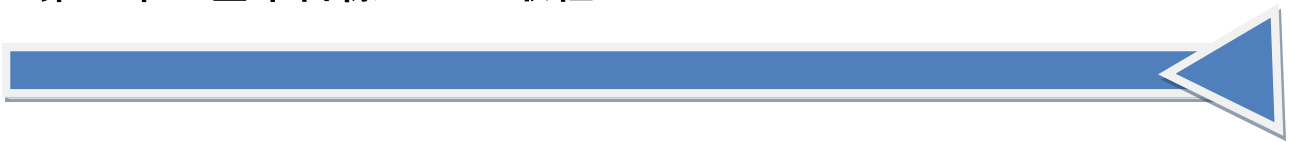
【基本目標】

- 1 安心して生み育てられる環境づくり
- 2 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備
- 3 様々な環境で育つ子どもの健やかな成長
- 4 子育てを応援する環境づくり

3 施策の体系



第5章 基本目標ごとの取組



基本目標 1 安心して生み育てられる環境づくり

子どもが心身ともに健やかに成長するためには、生まれてくる子どもを家族が安心して迎え、心身の発達にとって重要な乳幼児期を、子ども自身が安全に安心して過ごすことができる環境が重要です。

子どもを安心して出産し、また、生まれた子どもが健やかに成長していけるよう、出産前から出産後、乳幼児期、さらにその先へと、切れ目のない支援を行うとともに、幼児教育・保育の提供体制の確保や、多様な保育サービスの充実、企業における子育てに配慮した多様な働き方の促進など、社会全体で子育て家庭を支え、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを推進します。

1 妊娠・出産期から乳幼児期までの切れ目のない支援

母親と子どもの心と体の健康を守るため、妊娠・出産期から、切れ目のない支援を行うとともに、小児医療や食育の充実に取り組みます。特に、妊娠期からの相談支援、産後早期からの支援、妊娠・出産・育児に関する情報提供など、母子保健施策の充実を図るとともに、乳幼児の虐待予防に取り組みます。

また、不妊や不育に悩む人に対する支援の充実に取り組みます。

(1) 妊娠・出産に関する支援の充実

① 不妊治療費の助成

子どもを持つことを望んでいるにもかかわらず不妊に悩む方に対して、不妊治療費の助成を行います。

② 妊産婦に対する支援の充実

必要に応じて産婦の心身のケア・育児サポートを実施するとともに、全ての家庭を訪問するなど、育児不安が強い産後早期の支援の充実に取り組みます。

また、乳幼児健康診査や家庭訪問などにおいて、支援が必要な母親を把握し、保健師や母子保健推進員による継続的な家庭訪問を行うとともに、医療機関や民生委員・児童委員、主任児童委員などと連携し、きめ細かな支援を行います。

③ 情報提供の充実

ホームページや広報紙などを活用した情報提供や啓発に取り組むとともに、乳児訪問、乳幼児健康診査など、様々な機会を捉えて、適切な情報提供と相談を行います。

(2) 乳幼児の健康づくりと小児医療の推進**① 乳幼児の健康づくり**

乳幼児の心身の健やかな成長と障がいの早期発見・早期療育などのため、乳幼児健康診査を行い、必要に応じて関係機関への紹介などを行います。

また、保育所において、園児への健康診断などを実施し、子どもの健康の保持・増進を推進します。

② 小児医療の推進

安心して子どもを生み、健やかに育てる環境の基盤となる小児医療体制の充実・確保に取り組むとともに、県や近隣市町村及び関係機関との連携を図ります。

(3) 食育の推進

乳幼児期は、食習慣の基礎が確立する大切な時期であることから、「子どもの心とからだの健康のための食生活の大切さ」の理解促進に努めるとともに、家庭、保育所などにおいて、生活や遊びの中で子どもが食に興味を持つよう、発達段階に応じた食育を推進します。

【主な事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課等
不妊症治療費の助成	不妊治療を受けた夫婦に対して治療費の助成を行う。	保健センター
妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する。また、妊婦健康診査に係る費用14回分と子宮頸がん検診に係る費用を助成する。	保健センター
妊婦歯科健康診査助成	妊婦の歯の健康保持及び増進を図るため、妊婦歯科健康診査の費用を助成する。	保健センター
妊婦健診通院支援金	妊婦届を行い、母子保健手帳を受け取る際に、産婦人科への通院費用として10,000円分の商品券を支給する。	保健センター
産婦健康診査助成	産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図るため、産後2週間健診と産後1か月健診の費用を助成する。	保健センター
新生児聴覚検査助成	聴覚障害の早期発見、早期療育を図るため、新生児聴覚検査の費用を助成する。	保健センター
乳幼児健康診査	子どもの健やかな発達を確認するために、3か月児・6か月児・9か月児・12か月児・1歳6か月児・3歳6か月児・5歳児の健康診査及び1歳6か月児・2歳6か月児・3歳6か月児・5歳児の歯科健康診査を行う。また、1歳6か月児・2歳児・2歳6か月児・3歳児・3歳6か月児・5歳児のフッ化物塗布を行う。	保健センター
小児任意予防接種費用助成	おたふくかぜ、インフルエンザ、ロタウイルスの予防接種費用の一部を助成する。(ロタウイルス助成は令和2年度まで)	保健センター

事業・取組名	概要	担当課等
出産祝い金	出産に伴う諸費用（おむつ代、ミルク代）の軽減を図るとともに、少子化対策及び定住人口の促進を図るため、出産した子どもを養育している方に祝い金を支給する。	町民課
積み木のプレゼント	木育活動の一環として、生後6か月を迎えた乳児を対象に、町産材を使用した木のおもちゃ（積み木）を配付する。	農林振興課
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を、保健師・管理栄養士が直接訪問し、育児に関する相談や子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、各家庭の養育環境の把握を行う。	保健センター
未熟児養育医療	生まれた時の子どもの体重が2,000g以下で、医師が入院養育を必要と認めた場合に養育医療に係る費用を給付する。	保健センター
小児夜間急病センター運営負担	延岡市夜間急病センターの運営費を負担し、利用できるようにする。	保健センター
子ども救急医療電話相談	夜間の子どもの急病時、病院へ行った方が良いかどうか、判断に迷った時などに利用できるように、小児救急患者の保護者等からの電話による相談窓口を設置する。	宮崎県事業者
「食育」の推進	幼児健診時の「食育体験」、管理栄養士による保健指導を実施する。	保健センター

2 地域における子育ての支援

共働き家庭の増加や就労形態の多様化などに対応し、保護者のニーズや子どもの特性を踏まえた多様な保育サービスの一層の充実に取り組みむとともに、質の高い教育・保育の確実な提供に向けた体制・人材の確保に取り組みみます。

また、地域全体で子どもと子育て家庭を見守り支える環境をつくるため、身近な地域において乳幼児の親子や子どもたちが集い、安全に安心して活動できる交流の場や機会の提供、一時預け先の確保、身近な子育て相談、地域における人材の育成などに取り組みみます。

（1）幼児教育・保育サービスの充実

① 教育・保育の提供体制の確保

教育・保育のニーズに的確に対応するため、日之影町子ども・子育て会議の意見も踏まえながら、教育・保育施設や、小規模保育事業などの地域型保育事業による提供体制を確保します。

② 保育士人材の確保

保育士を安定的に確保するため、ハローワークなどと連携を図りながら、潜在保育士（現在は離職している保育士有資格者）などの就職を支援します。

③ 多様な保育サービスの充実

保護者のニーズに柔軟に対応するため、延長保育、休日の保育、病児・病後児保育、一時預かりなど、多様な保育サービスについて、ニーズを踏まえ、利用可能人数や提供施設数を増やすなど、受け皿の確保に取り組みます。

④ 教育・保育の質の向上

保護者の生活の実態等を十分に踏まえ、子育てと仕事の両立支援、子育て家庭の孤立の問題への対応など、広く子どもと子育て家庭を支援する観点から、教育・保育の提供を行います。また、教育・保育に携わる職員の資質や専門性、人権意識の向上のため、職員研修の充実に取り組み、教育・保育を支える基盤を強化します。

⑤ 教育・保育における連携推進

保育所等において、子どもの生涯にわたる生きる力の基礎を育成するため、家庭や小・中学校、地域と連携しながら、乳幼児の心身の発達に応じた教育・保育を推進します。

(2) 地域における子育て支援サービスの充実**① 乳幼児親子を支える身近な相談・交流・学びの場の提供**

就学前のお子さんと一緒に遊べ、親子のふれあいや母親同士の交流の場の充実に努めるとともに、子育て支援に関するイベント等の情報提供を行います。

② 身近で利用しやすい一時預かりの充実

乳幼児の保護者の子育てに関する不安・負担感を軽減するため、一時預かり事業の充実に取り組みます。

③ 子育て支援サービスの情報提供

ホームページや広報紙など様々な媒体を活用し、子育て支援や施設に関する情報のほか、団体・サークル、イベントに関する情報など、官民を問わず子どもや子育てに関する様々な情報を、分かりやすく町民に提供します。

(3) 地域における人材育成と子育て支援のネットワークづくり

子育て支援に関わるサポーターの養成やリーダー向けの研修会・交流会などを通じて、様々な人が子どもや子育て家庭に関わりながら、地域全体で子どもを育む環境づくりに取り組みます。

【主な事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課等
乳児学級	親子のふれあいや親子同士のふれあいを目的に、1歳6か月児までの子どもと保護者を対象に年間4回実施する。	保健センター
育児学級	親子のふれあいや親子同士のふれあいを目的に、6歳までの子どもと保護者を対象に年間6回実施する。	保健センター
子ども広場	保育所入所前の親子が一緒に遊んだり、子育て中の保護者を対象に支援員による子育て相談や情報交換、高齢者との世代間交流を行う。	町民課
ファミリーサポート日之影	町内在住又は町外に勤務している方で、生後3か月から小学6年生までのお子さんをお持ちの方を対象に、育児の手助けを希望するに対して託児を行う。	日之影町社会福祉協議会
チャイルドシートの貸し出し	帰省時やチャイルドシートを購入するまでの期間等に、一時貸し出しを行う。	日之影町社会福祉協議会

【基本目標1 評価指標】

No	項目	現状	目標	担当課
1	保育所待機児童数	※1 0人	※2 0人	町民課
2	子育てに関する不安感や負担感を感じている就学前児童保護者の割合	34.0% (H30年度)	減少 (R5年度)	町民課 (保護者調査)
3	希望した時期に保育所を利用出来なかった就学前児童保護者の割合	2.9% (H30年度)	0% (R5年度)	町民課 (保護者調査)
4	子育て環境や支援に満足していない就学前児童保護者の割合	28.4% (H30年度)	減少 (R5年度)	町民課 (保護者調査)

※1：平成31年4月1日現在

※2：令和6年4月1日時点

基本目標2 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備

子どもがそれぞれの発達段階において、心身の健やかな成長ができるように、教育環境の整備に努めます。

また、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」、を身に付け、個性あふれる子どもを育てるとともに、信頼される開かれた学校教育の充実に努めます。

さらに、子どもに豊かな体験の場を提供し、子ども同士の集団形成を支え、社会性を培うような施策を推進します。

1 学校の教育環境等の整備

各学校が特色ある教育活動を展開する中で、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和の取れた「生きる力」の育成を図るとともに、個性を伸ばす教育を推進します。

(1) 確かな学力の向上

児童生徒に、基礎的な知識・技能を確実に習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育み、「確かな学力」を育成します。

また、分かる・できる授業を推進するために、個に応じた指導や小・中学校の連携、情報教育、国際理解教育の充実に努めます。

(2) 豊かな心の育成

心豊かな児童生徒を育むため、学校で行われる授業の公開や自然体験、伝統・文化体験、社会体験を通して、学校や家庭、地域社会との三者連携を図りながら、道徳教育を推進します。

また、いじめや不登校等の生徒指導上の問題解決のために、きめ細やかな相談体制の充実に努めます。

(3) 子どもの健康づくりと思春期の保健・健康教育

① 健やかな体の育成

児童生徒が生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣や能力、態度を育成するため、優れた指導者の育成・確保、指導方法の工夫・改善等が図られるように努めます。

また、運動や体力づくりの生活化を進めるとともに、運動部活動も外部指導者や地域との連携を推進します。

② 保健対策の充実と健康教育の推進

性に関する健全な意識のかん養と、妊娠・出産や性感染症予防に関する正しい知識の普及や学校における性教育の推進を図るとともに、飲酒、喫煙、薬物乱用に関する教育や、学童期・思春期から成人期に向けた心の問題等について、専門家による相談の推進を図ります。

(4) 信頼される学校づくり

自己評価及び保護者や地域住民等による学校関係者評価を実施し、その結果を公表するとともに、保護者や地域住民からの理解と参画を得ながら、学校・家庭・地域の連携協力による、開かれた、信頼される学校づくりを推進します。

また、教職員の資質の向上を図るとともに、教育環境の整備に努めます。

【主な事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課等
子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導	全国学力・学習状況調査及びみやざき小・中学校学習状況調査への参加とともに、平成30年度から小学3年、中学2年を対象とした、町独自の「ひのかげ学力調査」を実施する。また、「ひのかげ学力調査」の結果等を基に各学校とミーティングを行い、指導の改善・充実につなげる。	教育委員会
小中学校の授業 ICT 活用	小中学校のタブレット型端末等のパソコンや大型モニターを活用した学習を実施する。	教育委員会
複式学級解消事業	複式学級における授業時の支障を解消するため講師を配置する。	教育委員会
観察実験アシスタント配置事業	小学校に理科の観察・実験を支援する補助員を配置する。	教育委員会
語学指導外国青年招致事業	外国青年を配置し、小・中学校を中心とした語学指導に重点を置いた活動を進める。	教育委員会
公費支援型学習塾	中学2、3年生を対象に短期集中型学習塾を開設し、学力の強化を図る。	教育委員会
放課後子ども教室	放課後等に小学校等の施設を活用し、子どもたちの安全・安心な居場所を設け、地域の方々の協力を得て、子どもたちが勉強やスポーツ・交流活動を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する。	教育委員会
道徳教育の推進、教育の指導力の向上事業	教育委員会主催の教職員研修会において、道徳教育に係る講座を設けるなど、適宜、取組を行う。	教育委員会
食育推進事業	地元の農産物を学校給食に活用するため、原材料費を補助する。その他、夏休み子ども教室の料理教室等への材料費を補助する。	教育課
「食育」の推進	「地産地消給食の日」を設定することで地場産物への関心や理解はもちろん、食べることに対して感謝の気持ちを持ち、調理への実践へとつなげる。また、学校の要請での健康教育など企画をとらえた「食育」を推進する。	教育委員会

事業・取組名	概要	担当課等
学校給食における「ひむか地産地消の日」の推進	学校給食の食材に町内の農産物を道の駅青雲橋野菜生産者グループと連携して供給する。また、農業体験学習や作物・食べ物に関する学習活動が進められ「食と農」に対する関心を高めるための「食と農」壁新聞コンクールを開催する。	農林振興課
児童生徒健診事業	小学校、中学校の児童生徒の健康診断、各種検診を実施する。	教育委員会
安全で豊かな学校施設の整備	子どもに安全で豊かな環境を提供するために、関連施設の老朽箇所修繕や小学校教室照明のLED化、中学校トイレの洋式化、給食室・音楽室のエアコン設置など、適切な学校施設の整備を実施する。	教育委員会
子どもたちがスポーツを楽しむための環境づくりを学校・地域・家庭で総合的な方策を展開する事業	地域との連携を進め、優れたスポーツ指導者のもとに体育の授業を充実させるだけでなく、スポーツ少年団及び部活動の充実を図る。また、スポーツ少年団の活動拠点校までの移動にバスを運行する。	教育委員会
総合型地域スポーツクラブや広域スポーツセンターの育成支援	多様なスポーツニーズに応えるため、総合型スポーツクラブを支援する。	教育委員会
小学校連合集団宿泊学習事業	小学5年の宿泊体験学習において、日之影の自然や文化にふれる活動や町内にある宿泊施設の利用を通じて、日之影の良さを実感できる取組を行う。	教育委員会
家庭教育学級、講座の開催	学校施設や社会教育施設を活用し、家庭教育学級の充実を図り、ともに協力して児童・生徒を育てる意欲を高め、家庭教育に関する学習の機会や情報の提供を行う。	教育委員会
文化活動や鑑賞機会の充実	青少年伝統芸能発表大会を実施する。また、芸術文化ふれあい鑑賞教室において、小中学生を対象に演劇・音楽鑑賞を年1回実施する。	教育委員会
思春期保健対策の推進	各学校において、養護教諭を活用した授業の実施及び保健センターとの連携等を通して、保健指導の充実を図る。また、学校だより等を活用し、児童生徒の健全な育成に係る啓発を行う。	教育委員会

2 学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の向上

学校、家庭、地域がそれぞれの役割・責任を自覚し、連携・協働し、地域社会全体で子どもを守る観点から、家庭や地域の教育力を総合的に高め、社会全体から教育力の向上を目指します。

(1) 家庭の教育力の向上

保護者に対する家庭教育の重要性や役割の啓発、学習機会や情報提供、学校・家庭・地域の連携などにより、様々な家庭の実態に応じたきめ細かな家庭教育支援を行います。

(2) 地域の教育力の向上

地域の大人が子どもたちの教育に関心を持ち、参画するとともに、子どもたちが、遊びや様々な体験活動の中で、主体性や豊かな人間性、社会性等を育むことができる環境を整備します。

(3) 非行防止と有害環境への対応

非行の防止と早期発見のために、相談活動や補導活動の推進を図るとともに、テレビ、インターネット等のメディア上の性や暴力等の有害情報やいじめに対し、関係機関・団体、地域住民等と連携・協力して、取組を進めます。

【主な事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課等
家庭教育学級、講座の開催	学校施設や社会教育施設を活用し、家庭教育学級の充実を図り、ともに協力して児童・生徒を育てる意欲を高め、家庭教育に関する学習の機会や情報の提供を行う。	教育委員会

【基本目標2 評価指標】

No	項目	現状	目標	担当課
1	子育てに関する不安感や負担感を感じている小学生保護者の割合	33.9% (H30年度)	減少 (R5年度)	町民課 (保護者調査)
2	子どもとの時間を十分にとれていない小学生保護者の割合	32.1% (H30年度)	減少 (R5年度)	町民課 (保護者調査)
3	子育て環境や支援に満足していない小学生保護者の割合	26.4% (H30年度)	減少 (R5年度)	町民課 (保護者調査)

基本目標3 様々な環境で育つ子どもの健やかな成長

全ての子どもは、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、あらゆる形態の身体的・精神的な暴力、虐待、放置、不当な取り扱いなどから保護されるとともに、適切に養育され、生活を保障され、心身の健やかな成長・発達・自立が図られる権利を有しています。

様々な環境で育つ全ての子どもたちの現在及び将来が、その生まれ育った環境に左右されることがないように、社会全体で健やかに育み、一人一人の子どもの「最善の利益」を実現できる社会づくりを推進します。

1 児童虐待防止対策の充実

虐待の背景は多岐にわたることから、児童虐待を防止し、全ての子どもの健全な心身の成長、ひいては社会的自立を促していくため、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を図ります。

(1) 子どもの権利擁護

体罰によらない子育て等を推進するため、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が社会で広まるよう、普及啓発活動を行います。また、保護者としての監護を著しく怠ることは、ネグレクトに該当することを踏まえ、子どもを自宅や車内に放置してはならないことを母子手帳交付や乳幼児健診の機会等を活用し、周知します。

(2) 児童虐待の発生予防、早期発見

育児に対する不安等の養育上のストレスなどを抱えている保護者への助言・指導を行うとともに、発生予防・早期発見等に努めます。

また、保健師などの家庭訪問や子育てサークルへの参加を勧めることなどにより、子育て家庭が孤立しないよう努めます。

(3) 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

① 相談支援体制の強化

児童虐待防止対策体制総合強化プランに基づき、子ども等に対する相談支援を行う「子ども家庭総合支援拠点」の整備を検討します。

② 関係機関との連携強化

児童虐待に迅速かつ的確に対応するため、要保護児童対策地域協議会の取組の強化を図るとともに、調整担当者を配置します。また、一時保護等の実施が適当と判断した場合等には、遅滞なく児童相談所への事案送致や必要な助言を求めます。

(4) 社会的養護施策との連携

育児不安や育児疲れ等による養育困難の深刻化の予防のため、子育て支援短期事業（ショートステイ）等が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めます。

【主な事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
日之影町要保護児童対策地域協議会	定期的に会議を開催し、協力体制・支援・情報共有を依頼する。また、関係行政機関のみならずボランティア団体等と連携し、単なる情報連絡の場にとどまらず、個々のケースの解決につながるような取組に向けた支援を行う。	町民課
児童虐待防止対策等への取組	保健センターの育児学級、健診等での相談を受けて家庭訪問等の支援を行う。	町民課
在宅支援の充実	子ども広場など、在宅の子どもと育児中の親との交流、子育て相談や情報交換、高齢者との世代間交流を進める。	町民課

2 障がい児施策の充実

乳幼児・就学前・就学中など成長の各段階における、早期の発見・相談、療育・援助など、障がいのある子どもたちと保護者に対する、切れ目のない、きめ細かい支援により、障がいのある子どもたちが、その特性に応じた能力を十分に発揮できるよう、福祉サービス等の充実と、社会環境の整備に努めます。

【主な事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
障害児療育強化事業費補助	在宅の心身に障がいのある幼児又はその保護者に対し、通園により療育指導等を行い、地域での在宅生活を支援するとともに、乳幼児期における発達遅滞の早期療養等を通し、幼児の健全育成とその保護者の家庭での療育技術を習得させることを目的として実施する。	保健センター
重度心身障害児医療費助成制度	重度心身障がい児に係る保険給付等につき一部負担金を支払った場合において、当該支払額から一人月額1,000円を控除した額を助成する。	保健センター
特別児童扶養手当	精神又は身体に障がいのある20歳未満の児童を養育している方に支給する。ただし、児童が児童福祉施設に入所している場合や、児童が公的年金を受けている場合は支給されない。	保健センター
重度心身障害児扶助費	精神又は身体に重度の障がいを有する20歳未満の児童について、障がい児の父若しくは母がその障がい児を監護するとき、又は障がい児の父若しくは母又はその養育している方に扶助費を支給する。	保健センター
障がい児福祉手当	在宅で20歳未満の重度の心身障がい児で、日常生活において常に介護が必要な方に支給する。ただし、福祉施設に入所している方は対象にならない。また、所得による制限がある。	保健センター

3 ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭が安心して子育てを行うことができるよう、それぞれの家庭が抱える課題に関する相談に対し、身近な場所で、きめ細かに対応するとともに、生活、学び、就業などを支援する様々な給付制度やサービスの充実や利用促進に取り組みます。

また、貧困の問題を抱える家庭も多いことから、教育や生活の支援、保護者の就業の支援、経済的支援などについて、関係機関と連携して取り組みます。

【主な事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課等
児童扶養手当	父又は母親と生計を同じくしていない18歳以下の児童の親、あるいは親に代わってその児童を養育している方に手当を支給する。	町民課
ひとり親家庭等医療費助成	20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の父・母、その方が扶養する児童、父母のいない児童（18歳の年度末まで）を対象に、ひとり親家庭に係る保険給付につき、一部負担金を支払った場合において、支払額から1人月額1,000円を控除した額を助成する。	町民課
母子・寡婦福祉資金貸付制度	経済的な自立や児童の就学などで資金の貸付が必要となったとき、母子自立支援員が資金の貸付や償還の相談に応じる。	西臼杵支庁福祉課

4 子どもの貧困対策の推進

子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、その教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、子どもの貧困対策を総合的に推進します。

また、教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援について、貧困の状況にある子どもと家庭に支援が着実に届くよう、国や県などと連携しながら、子どもの貧困の改善に資する施策・事業に取り組みます。

【基本目標3 評価指標】

No	項目	現状	目標	担当課
1	子ども家庭総合支援拠点の設置	未設置 (R1年度)	設置 (R6年度)	町民課
2	経済的理由により子どもの進路が制約されている 就学前児童保護者の割合	8.0% (H30年度)	減少 (R5年度)	町民課 (保護者調査)
3	経済的理由により子どもの進路が制約されている 小学生保護者の割合	8.5% (H30年度)	減少 (R5年度)	町民課 (保護者調査)
4	経済的理由により塾や習い事をしていない就学前 児童保護者の割合	10.6% (H30年度)	減少 (R5年度)	町民課 (保護者調査)
5	経済的理由により塾や習い事をしていない小学生 保護者の割合	18.8% (H30年度)	減少 (R5年度)	町民課 (保護者調査)

基本目標4 子育てを応援する環境づくり

仕事と子育ての両立に向けた環境づくりや子育て世帯の居住を支援する施策の推進、交通事故の防止や防犯対策の充実を図るとともに、子育てに係る経済的負担の軽減に取り組み、子育てを応援する環境づくりを推進します。

1 仕事と子育ての両立に向けた環境づくり

(1) 男女が子育てを行う意識の醸成

男女が子育てを行う意識を高めるため、講座や講演会を開催するなどの取組を行います。また、学校教育においては、男女平等を含む人権教育を推進するための取組を行います。

(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

企業における育児休業を取得しやすい環境の整備や時間外労働の短縮など、子育てに配慮した多様な働き方を推進するための取組を支援します。また、女性が、それぞれの希望に応じて働き続け、能力を発揮できる環境づくりを進めるため、企業における女性活躍推進や意識改革の取組を支援します。

【主な事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
仕事と子育ての両立のための社会資源の整備	保育士の確保やファミリー・サポートの充実を図り、希望する時期に保育サービスが受けられるよう支援する。	町民課

2 子育てを支援するまちづくり

良質な住まいづくりのための情報提供を行うとともに、子育て世帯の居住を支援する施策を推進します。また、町民、事業者、行政のそれぞれが、ユニバーサルデザインの理念に基づいた取組を進め、子どもや子ども連れの人、妊産婦などが安心して外出し、安全で快適に過ごせるバリアフリーのまちづくりを進めます。

【主な事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
良質な住宅の確保	日之影町公営住宅等長寿命化計画に基づき、必要な住宅についてはバリアフリー化へ向けた整備を行う。また、民間住宅や空き屋の活用も併せて検討し、引き続き良質なファミリー向け住宅の確保に向けた整備を進める。	地域振興課

3 子どもの安全を守る取組

(1) 子どもの交通事故防止

子どもの交通事故を防止するため各年齢層に交通安全教育を行うとともに、チャイルドシート着用の周知徹底に取り組みます。

(2) 防犯体制の強化

保育所において、「危機管理マニュアル」などにに基づき、不審者侵入対策を含む防犯体制を強化するとともに、関係団体と連携した見守り活動や防犯ボランティア活動を支援します。

(3) 安全な道路交通環境の整備

保育所における園児の園外活動の安全確保に取り組むとともに、通学路について、地域や警察などと連携しながら、歩車分離や交通安全施設の整備などを進めます。

【主な事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課等
学校付近や通学路におけるパトロール活動	地域安全運動期間等に、日之影・八戸駐在所連絡協議会、日之影町青少年健全育成町民会議において青色パトロールによる見守りや月1回スクールバスへの乗車活動を実施する。	教育委員会 総務課
防犯灯の整備促進	防犯灯のLED化を進め、設置にかかる費用の一部補助、町民の負担の軽減を図る。	総務課

4 子育てに係る経済的負担の軽減

子どもの健やかな成長を願い、安心して医療機関を受診できるよう、子どもに対する医療費の助成を行います。また、経済的支援を要するひとり親家庭に対し、児童扶養手当の支給、各種子ども施策の利用料減免、公営住宅の優先入居など、子育てにかかる経済的負担を軽減するための支援を行うとともに、母子父子寡婦福祉資金の貸付けや医療費の助成を行います。

【主な事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課等
児童手当	中学校修了までの児童を養育している方に、児童手当を支給する。	町民課
子ども医療費助成制度	子育て家庭の負担を軽減し、安心して子どもを生み育てる環境づくりを推進するため、0歳から中学校修了までの児童を対象に医療費の助成を行う。	町民課

事業・取組名	概要	担当課等
給食費半額助成制度	学校給食を受ける児童又は生徒の保護者が負担する学校給食費の半額を補助することによって、保護者の負担を軽減し家庭環境の向上と、安心して子どもを生み育てやすい環境づくりを支援する。	教育委員会
スクールバス運行事業	スクールバスの運行により、児童生徒の通学と中学校部活動の利便性を図る。	教育委員会
遠距離通学費補助事業	学校までの通学距離が小学校で片道4km以上、中学校で片道6km以上の児童生徒について通学費の補助を行う。	教育委員会
中学校入学支援金	当該年度に中学校に入学した生徒を養育している保護者に支援金を支給することにより、生活の安定に寄与するとともに、児童の健全な育成を図る。	教育委員会
奨学資金の貸付	教育の機会均等を図り、併せて人材を育成するため、高等学校及び大学の学生、その他審議委員会において、適当と認められた方に学資の一部の貸付を行う。	教育委員会

【基本目標4 評価指標】

No	項目	現状	目標	担当課
1	「自分が病気・けがをしたときに面倒をみる人がいない」と回答した就学前児童保護者の割合	43.2% (H30年度)	減少 (R5年度)	町民課 (保護者調査)
2	「自分が病気・けがをしたときに面倒をみる人がいない」と回答した小学生保護者の割合	29.2% (H30年度)	減少 (R5年度)	町民課 (保護者調査)
3	「子どもと接する時間が少ない」と回答した就学前児童保護者の割合	35.2% (H30年度)	減少 (R5年度)	町民課 (保護者調査)
4	「子どもと接する時間が少ない」と回答した小学生保護者の割合	24.5% (H30年度)	減少 (R5年度)	町民課 (保護者調査)

第6章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制



1 提供区域

「子ども・子育て支援法第 61 条」により、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定することが義務付けられています。

本町では第1期計画と同様に、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て事業」の提供区域を町全体1区域として設定します。

2 教育・保育の量の見込み及び確保方策

(1) 量の見込み算出について

子ども・子育て支援事業計画では、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」について、提供区域ごとに「量の見込み」を推計し、提供区域の確保内容、実施時期を設定する必要があります。

国から示された「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」（以下、「国の手引き」という。）に基づき、以下の事業については、提供区域ごとに「量の見込み」の算出を行います。

【全国共通で「量の見込み」を算出する事業】

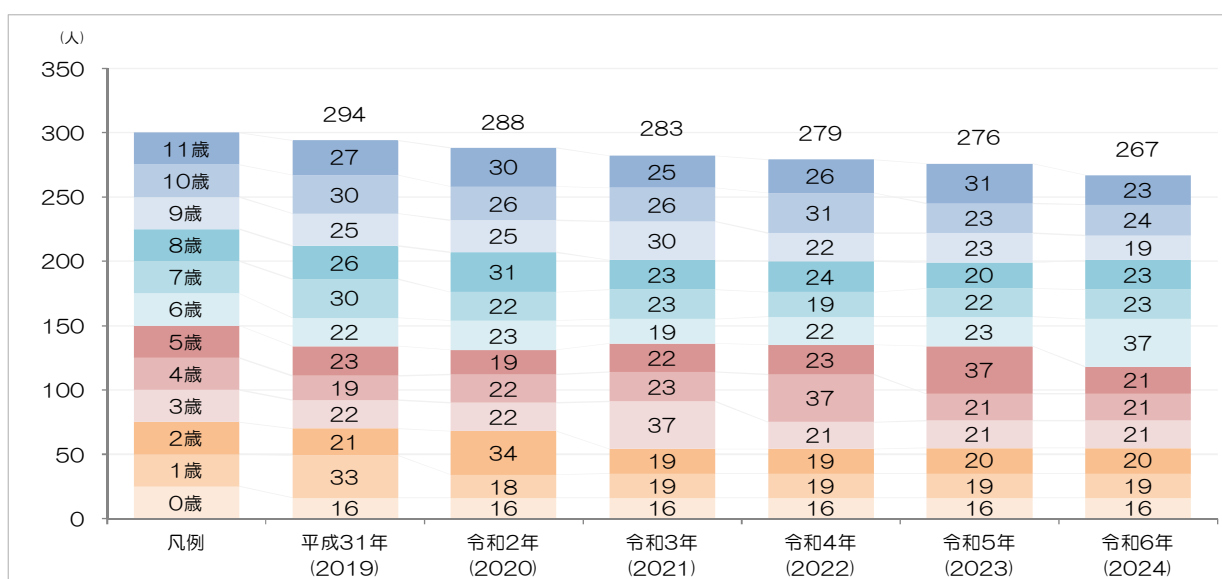
事業	対象児童年齢
1号認定	3～5歳
2号認定（教育ニーズ、保育ニーズ）	3～5歳
3号認定	0歳、1・2歳
時間外保育事業	0～5歳
放課後児童健全育成事業	1～6年生
子育て短期支援事業	0～18歳
地域子育て支援拠点事業	0～2歳
一時預かり事業	在園児型 3～5歳、その他 0～5歳
病児保育事業	0～5歳、1～6年生
子育て援助活動支援事業	0～5歳、1～3年生、4～6年生

① 推計児童数

各サービスの「量の見込み」を算出するための基礎となる0歳から11歳までの児童数の推計は、平成27年から平成31年までの各年4月1日現在の住民基本台帳人口を使用し、コーホート変化率法を用いて算出しました。

※コーホート変化率法：各コーホート（同年または同期間）の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

	実績	推計				
	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
0歳	16人	16人	16人	16人	16人	16人
1歳	33人	18人	19人	19人	19人	19人
2歳	21人	34人	19人	19人	20人	20人
3歳	22人	22人	37人	21人	21人	21人
4歳	19人	22人	23人	37人	21人	21人
5歳	23人	19人	22人	23人	37人	21人
小計	134人	131人	136人	135人	134人	118人
6歳	22人	23人	19人	22人	23人	37人
7歳	30人	22人	23人	19人	22人	23人
8歳	26人	31人	23人	24人	20人	23人
9歳	25人	25人	30人	22人	23人	19人
10歳	30人	26人	26人	31人	23人	24人
11歳	27人	30人	25人	26人	31人	23人
小計	160人	157人	147人	144人	142人	149人
合計	294人	288人	283人	279人	276人	267人



② 潜在的家庭類型と「量の見込み」の算出

「国の手引き」では、各事業の将来的なニーズ量を把握するため、アンケート調査結果を活用し、対象となる子どもの父母の有無、就労状況から「現在の家庭類型」を求めた上で、アンケート調査結果での母親の就労希望等を反映させた「潜在的家庭類型」が求められます。

前頁①に記載した推計児童数を用いて、以下の計算式で「量の見込み」を算出することとしています。

ア) 家庭類型別児童数の算出

「推計児童数(人)」×「潜在的家庭類型(%)」＝「家庭類型別児童数(人)」

イ) 量の見込みの算出

「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向率(%)」＝「量の見込み(人)」

【家庭類型の種類】

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム(就労時間:月120時間以上 + 下限時間~120時間の一部)
タイプC'	フルタイム×パートタイム(就労時間:下限時間未満 + 下限時間~120時間の一部)
タイプD	専業主婦(夫)
タイプE	パートタイム×パートタイム(就労時間:双方が月120時間以上 + 下限時間~120時間の一部)
タイプE'	パートタイム×パートタイム(いずれかが月下限時間未満 + 下限時間~120時間の一部)
タイプF	無業×無業

【本町の家庭類型(「現在」及び「潜在」)】

タイプ	現在		潜在	
	人数	割合	人数	割合
タイプA	4人	6.0%	4人	6.0%
タイプB	44人	65.7%	47人	70.1%
タイプC	10人	14.9%	12人	17.9%
タイプC'	0人	0.0%	0人	0.0%
タイプD	9人	13.4%	4人	6.0%
タイプE	0人	0.0%	0人	0.0%
タイプE'	0人	0.0%	0人	0.0%
タイプF	0人	0.0%	0人	0.0%
全体	67人	100.0%	67人	100.0%

(2) 教育・保育の量の見込み及び確保方策

「国の手引き」に基づき算出された量の見込み及び平成27年度から令和元年度までの5年間の実績を勘案し、令和2年度から令和6年度までの教育・保育の量の見込み及び確保方策を以下のとおり設定します。

1年目（令和2年度）	1号認定	2号認定	3号認定		
			0歳	1、2歳	合計
①量の見込み	0人	62人	8人	46人	54人
②確保方策	0人	75人	10人	35人	45人
過不足（②-①）	0人	13人	2人	▲11人	▲9人

2年目（令和3年度）	1号認定	2号認定	3号認定		
			0歳	1、2歳	合計
①量の見込み	0人	79人	8人	33人	41人
②確保方策	0人	75人	10人	35人	45人
過不足（②-①）	0人	▲4人	2人	2人	4人

3年目（令和4年度）	1号認定	2号認定	3号認定		
			0歳	1、2歳	合計
①量の見込み	0人	78人	8人	34人	42人
②確保方策	0人	75人	10人	35人	45人
過不足（②-①）	0人	▲3人	2人	1人	3人

4年目（令和5年度）	1号認定	2号認定	3号認定		
			0歳	1、2歳	合計
①量の見込み	0人	76人	8人	34人	42人
②確保方策	0人	75人	10人	35人	45人
過不足（②-①）	0人	▲1人	2人	1人	3人

5年目（令和6年度）	1号認定	2号認定	3号認定		
			0歳	1、2歳	合計
①量の見込み	0人	60人	8人	34人	42人
②確保方策	0人	75人	10人	35人	45人
過不足（②-①）	0人	15人	2人	1人	3人

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

「国の手引き」に基づき算出された量の見込み及び平成 27 年度から令和元年度までの5年間の実績を勘案し、令和2年度から令和6年度までの地域子ども・子育て事業の量の見込み及び確保方策を以下のとおり設定します。

(1) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

① 基本型・特定型

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み 【実施箇所数】	〇か所	〇か所	〇か所	〇か所	〇か所
確保方策 【実施箇所数】	〇か所	〇か所	〇か所	〇か所	〇か所

② 母子保健型

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み 【実施箇所数】	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保方策 【実施箇所数】	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み 【月間延べ人数】		47人日	37人日	38人日	38人日	38人日
確保 方 策	【月間延べ人数】	〇人日	〇人日	〇人日	〇人日	〇人日
	【実施箇所数】	〇か所	〇か所	〇か所	〇か所	〇か所

【参考：子ども広場】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み 【年間延べ人数】	27人日	27人日	27人日	27人日	27人日

(3) 一時預かり事業

① 幼稚園型

幼稚園等における在園児のうち、1号認定の子どもを対象とした一時預かり事業です。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1号認定による利用 【年間延べ人数】	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	2号認定による利用 【年間延べ人数】	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
確保方策	【年間延べ人数】	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	【実施箇所数】	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

② 幼稚園型以外

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み 【年間延べ人数】		52人日	54人日	53人日	53人日	46人日
確保方策	【年間延べ人数】	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	【実施箇所数】	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

【参考：事業所で実施する一時預かり事業】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み 【年間延べ人数】	70人日	70人日	70人日	70人日	70人日

(4) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み 【年間延べ人数】		100人日	100人日	100人日	100人日	100人日
確保 方 策	病児保育事業 【年間延べ人数】	0人日	0人日	0人日	100人日	100人日
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業) 【年間延べ人数】	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

(5) 子育て援助活動支援事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み 【年間延べ人数】		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
確保方策 【年間延べ人数】		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

(6) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み 【年間実人数】		16人	16人	16人	16人	16人
確保方策 【実施箇所及び対応数】		保健師1名 管理栄養士1名 保健センター	保健師1名 管理栄養士1名 保健センター	保健師1名 管理栄養士1名 保健センター	保健師1名 管理栄養士1名 保健センター	保健師1名 管理栄養士1名 保健センター

(7) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み 【年間実人数】	0人	0人	0人	0人	0人
確保方策 【実施箇所数及び対応数】	—	—	—	—	—

(8) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の見込み 【年間実人数】	54人	55人	55人	54人	48人	
確保方策	【年間実人数】	60人	60人	60人	60人	60人
	【実施箇所数】	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

(9) 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み 【年間実人数】	0人	0人	0人	0人	0人
確保方策 【年間実人数】	0人	0人	0人	0人	0人

【参考：放課後子ども教室】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み 【年間実人数】	170人	170人	170人	170人	170人

(10) 妊婦に対する健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み 【年間延べ人数】	16人	16人	16人	16人	16人
確保方策 【実施箇所】	県内医療機関	県内医療機関	県内医療機関	県内医療機関	県内医療機関

4 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

子ども・子育て支援新制度では、教育と保育を一体的に行う施設として認定こども園の普及を図ることとしています。

認定こども園は、保護者の働いている状況に関わりなく利用でき、保護者の就労状況が変わった場合でも通い慣れた園を継続して利用できるという特長があります。

本町においては、需要と供給のバランスを考慮しつつ移行を検討します。

(2) 質の高い教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策

子ども・子育て支援新制度は質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を通じて全ての子どもが健やかに成長できるように支援するものです。

そのため、保育士・保育教諭等の処遇改善、業務負担軽減などの労働環境への配慮、教育・保育等を行う者に対する適切な指導監督・評価等の実施、教育・保育施設における自己評価等を通じた運営改善及び保育所や関係団体への助成を通じた研修の充実等による資質の向上など、質の高い教育・保育等に向けた各種施策を推進します。

(3) 教育・保育施設等と小学校との連携

保育所と小学校等との円滑な接続を推進する観点から、子どもの育ちを小学校につなぐために、合同研修の開催等を通じ、小学校との連携の推進に努めます。

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月から実施の幼児教育・保育の無償化に伴い、新たに子育てのための施設等利用給付が創設されました。この給付の実施に当たっては、現行の子どものための教育・保育給付の手法を踏襲しつつ、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、公正かつ適正な給付を行います。

また、広報紙や町ホームページによる広報や案内パンフレット等の作成・配布により、制度や申請手続きについての周知に努めます。

6 産後の休業及び育児休業後における保育施設等の円滑な利用の確保

就学前児童の保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に保育所等を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行うとともに、必要に応じて地域型保育事業等の整備を検討します。

第7章 計画の推進



1 計画推進のために

本計画は、次代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援することにより、一人一人の子どもが心身とも健やかに育つための環境を整備することを目的としています。

このため、行政が子ども・子育て支援を質・量ともに充実させるとともに、家庭、学校、地域、職場その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが重要です。

2 各主体の役割

(1) 行政の役割

本町は、幼児期の学校教育、保育及び地域の子ども・子育て支援並びに次世代育成支援対策等を総合的かつ効果的に推進する役割を担います。

個々の施策や事業・取組は、それぞれの担当課や学校、保育所などが連携して実施することから、計画を総合的に展開していくために、毎年度個々の施策や事業・取組の進捗状況の把握を行います。

また、学識経験者や保育・教育関係者等で構成する日之影町子ども・子育て会議において、定期的に計画に基づく実施状況等についての点検・評価を行い、計画の推進に反映します。

なお、教育・保育施設の利用状況が計画における量の見込みと大きく乖離が生じる場合は、計画の見直しを行います。

(2) 家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭が子どもの人格形成、基本的生活習慣の確立にとって重要な役割と責任を持っていることを認識することが必要です。

この認識の下、子どもとのスキンシップを深め、明るい家庭を築くとともに、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが重要です。

また、男女を問わず子育てに向き合い、さらに地域の人々とのつながりを持ち、地域社会に参画し、連携し、地域の子育て支援に役割を果たしていくことも重要です。

(3) 地域の役割

子どもは地域社会との関わりや地域の活動に参加することなどにより社会性を身に付けて成長していくことから、自治公民館や地域の各種団体、企業など様々な主体が活動する中で、全ての子どもが、地域の人々との交流を通じて健全に成長できるような環境づくりに取り組むことが必要です。

(4) 企業・職場の役割

子育て中の労働者が男女を問わず子育てに向き合えるよう、職場全体の長時間労働の是正、労働者本人の希望に応じた育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくり、職場復帰支援等の労働者の職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）が図られるような雇用環境の整備を行うことが求められます。

このため、企業・職場自体が、職場の意識や職場風土の改革とともに、働き方の見直しに取り組むことが必要です。

(5) 各種団体の役割

社会全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら育とうとする力」を伸ばすためには、行政だけでなく、地域社会で活動している多くの団体が、行政や町民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが必要です。

資料編



1 日之影町子ども・子育て会議要綱

平成 25 年 10 月 1 日日之影町告示第 80 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、日之影町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務（同項第 4 号に掲げる事務にあっては、法律又は他の条例に基づき町が設置する他の審議会等において調査審議する事務を除く。）を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子どもの保護者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他町長が必要があると認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第 7 条 子ども・子育て会議は、審議のため必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 子ども・子育て会議の庶務は、町民課福祉係にて処理する。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

2 日之影町子ども・子育て会議委員名簿

No	役職	氏名	所属職名
1	会 長	坂本 孝輔	H30 日之影町民生児童委員協議会 会長
2	会 長	甲斐 秀明	R1 日之影町民生児童委員協議会 会長
3	副会長	新名 徳子	保育園勤務経験者
4	委 員	中内 泰男	人権擁護委員
5	委 員	日高 伸	H30 校長会 会長 (八戸小学校)
6	委 員	能美 廣介	R1 校長会 会長 (宮水小学校)
7	委 員	平野 竜寛	しいの実保育園 園長
8	委 員	佐藤 たみ子	主任児童委員
9	委 員	植田 典子	主任児童委員
10	委 員	橋本 直也	H30 日之影町 PTA 連絡協議会 会長
11	委 員	山本 英二	R1 日之影町 P T A 連絡協議会 会長
12	委 員	羽賀 文俊	H30 日之影町保育研究協議会 会長
13	委 員	後藤 良仁	R1 日之影町保育研究協議会 会長
14	委 員	甲斐 夏美	日之影町社会福祉協議会
15	委 員	工藤 富士	教育委員会 教育次長
16	委 員	伊山 真由美	保健センター 副所長
17	事務局	森重 喜博	H30 町民課 課長
18	事務局	甲斐 秀明	R1 町民課 課長
19	事務局	谷川 真由美	町民課 課長補佐
20	事務局	米田 由紀子	H30 町民課 福祉係 係長
21	事務局	工藤 良子	R1 町民課 福祉係 係長
22	事務局	橋本 梓	町民課 福祉係 主事

米 所属職名の前にある「H30」と記載のある方は平成30年度に、「R1」と記載のある方は令和元年度に委員をお願いいたしました。

第 2 期 日 之 影 町 子 ど も ・ 子 育 て 支 援 事 業 計 画

令和2年3月

発行・編集

日之影町 町民課

〒882-0402 宮崎県西臼杵郡日之影町大字岩井川3398-1

TEL 0982-87-3902 FAX 0982-87-3912

おかげさまで、日之影。

